

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十三号

平成十六年四月二十八日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 根本 匠君

理事 今井 宏君

理事 櫻田 義孝君

理事 鈴木 康友君

理事 吉田 治君

理事 今村 雅弘君

理事 遠藤 利明君

理事 上川 陽子君

理事 小杉 隆君

理事 菅 義偉君

理事 西銘恒三郎君

理事 藤井 孝男君

理事 宮路 和明君

理事 菊田まさこ君

理事 高山 智司君

理事 辻 恵君

理事 中山 義浩君

理事 村井 宗明君

理事 渡辺 周君

理事 河上 覃雄君

理事 坂本 哲志君

江渡 聡徳君

塩谷 立君

田中 慶秋君

井上 義久君

宇野 治君

小野 晋也君

川崎 二郎君

佐藤 信二君

谷 公一君

平井 卓也君

松島みどり君

梶原 康弘君

近藤 洋介君

樽井 良和君

中津川博郷君

計屋 圭宏君

村越 祐民君

江田 康幸君

塩川 鉄也君

中川 昭一君

坂本 剛二君

泉 信也君

江田 康幸君

菅 義偉君

小島 康壽君

荒井 寿光君

樋渡 利秋君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議 丸山 剛司君)

政府参考人
(経済産業省商務情報政策 豊田 正和君)

政府参考人
(局長)

政府参考人
(特許庁長官 今井 康夫君)

政府参考人
(特許庁総務部長 迎 陽一君)

政府参考人
(経済産業委員会専門員 鈴木 正直君)

委員の異動

四月二十八日

辞任

小島 敏男君

松島みどり君

宇野 治君

上川 陽子君

同日

辞任

宇野 治君

上川 陽子君

松島みどり君

補欠選任

小島 敏男君

松島みどり君

四月二十七日

足利銀行破綻後の県内経済活性化に関する意見

書(栃木県議会(第四〇八〇号))

新たな雇用を創出するための起業・創業環境の

早急な整備に関する意見書(大阪府東大阪市議

会(第四〇八一号))

中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け

金融対策に関する意見書(北海道赤平市議会

(第四〇八二号))

中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け

金融対策に関する意見書(岩手県議会(第四〇

八三三号))

中小企業・商店街対策の推進および中小企業向

け金融対策に関する意見書(東京都江東区議会

(第四〇八四号))

中小企業向け金融対策に関する意見書(京都府

京田辺市議会(第四〇八五号))

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

(千葉県市川市議会(第四〇八六号))

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

(山梨県長坂町議会(第四〇八七号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を

改正する法律案(内閣提出第三七号)

○根本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特許審査の迅速化等の特許法

等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官小島康壽君、知的財産戦略本部事

務局長荒井寿光君、法務省刑事局長樋渡利秋君、

文部科学省大臣官房審議官小田公彦君、文部科学

省大臣官房審議官丸山剛司君、経済産業省商務情

報政策局長豊田正和君、特許庁長官今井康夫君及

び特許庁総務部長迎陽一君の出席を求め、説明を

聴取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○根本委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党・無所属クラブの吉田治

でございます。

まずは冒頭、今、国会で年金の議論が審議をさ

れ、国民生活にも多大な影響を及ぼしてくる。ま

さに生活にかかわってきて、日本の経済の六割を

占めますのが個人消費でありまして、個人消費を

ありていに言えば、財布のひもを緩くするため

は、将来の安心感を持つていくということが非常

に重要であります。

そういう中で、今回、年金の議論の中でさまざま

明らかになってきた、また官房長官を初めてす

る記者会見で明らかになってきたのが、国民年金

四割の方がいられていない。であるならば、内閣

はどうなのかといった中で、この委員会を所轄し

ます経済産業大臣、国民年金に未加入であった。

一九八三年から約二十一年間。この辺の状況とい

うのは、大臣、いかがなのか。それから、各副大

臣、政務官、それぞれ、立法院ではありますけれ

ども、議員ではありますけれども、今行政の一員

として、やはり内閣法としての年金法を出された

一員としての責任はあると思います。また、その

責任の中には、国民に対して明らかに、自分たち

はどうなのかという説明をする責任もあると思

います。

まずは大臣から、自分の未加入の状況等につ

てのお話と、それから、副大臣、政務官それぞれ

は、この国民年金といったもの、どういう状況に

なっているのかということ。

御承知のとおり、議員年金がよく言われており

ますが、普通、世の中で言いますと、厚生年金、

共済年金という部分で言いますと、国民年金は基

礎年金で入っております。しかし、私たちの議員

年金は、国民年金は自分たちで加入をしていくと

いう状況もあるという中、それぞれ、大臣、副大

臣、政務官、御自身の加入状況等、御説明をいた

だきたいと思います。

○中川国務大臣 おはようございます。

今、吉田委員から御指摘のように、先週厚生労働委員会でも申し上げたことを若干手短かに繰り返させていただきますが、私は、昭和五十八年の二月まである企業の厚生年金に加入をしておりまして、全部企業が、国民年金それから二階建て厚生年金を給与天引きで払っていたわけでございます。その後、父親の急逝によりまして、会社をやめて選挙に出る準備をいたしまして、その間、私の友人の企業で雇われる形で健康保険と厚生年金に入っております。

五十八年の十二月に衆議院に当選をさせていただいたわけですが、国会議員の国民年金に対する考え方というのは、昭和五十五年それから六十年と制度変更がなされていたわけでございます。そういう中で、私は、五十八年十二月に当選して、国会議員互助年金というものがあるという事で、これがいわゆる我々の納めるべき、また将来受け取るべき年金のすべてなんだらうと、初めて歳費をいただいたときにそう思ったわけでございます。

そして、二週間ほど前の週刊誌の問い合わせに私の秘書が、プライバシーにかかわるということで、お答えを差し控えた形の答えをしたところでございますが、ちょっと私も確認のために調べたところが、丸々国民年金に五十八年十二月以降未加入、今吉田委員おっしゃるとおり、未加入の状態が続いていたわけでございます。それで、制度も調べまして、さつき申し上げたような状況ということで、これはまずいということで、四月の十四日、今月の十四日付で国民年金に加入をし、制度上許されます過去二年分の未納年金分と、それから平成十六年度分、来年の三月までの分を前払いという形で、合計三カ年分を支払いをしたところでございます。

この件に関しましては、私も、国民年金あるいは年金というのは、現役世代が年金を受け取る世代を支えるという賦課方式が大原則であるということとは承知しておりますので、その二十年ちよつとの間、そしてまた、二年分は戻しましたけれども、

も、十数年間にわたってそういう支える立場として未納であった、未加入であったということについては自分自身の無知ということで、大変国民の皆様にお迷惑をおかけしたと深く反省をしております。

○坂本副大臣 プライバシーにかかわる話でございますので、答弁は差し控えていただきます。

○泉副大臣 せっかくのお尋ねでございますが、個人的なことにかかわることでございますので、お答えを差し控えていただきます。

○菅大臣政務官 両副大臣と同様でございますので、控えていただきます。

○江田大臣政務官 両副大臣、政務官と一緒にさせていただきますので、控えていただきます。

○吉田(治)委員 今の答弁じゃ満足できません。ちよつと、理事、行つてください。ちよつと、速記とめさせていただきます。それはおかしい。(発言する者あり)

○根本委員長 では、ちよつと速記とめて。(速記中止)

○根本委員長 速記を起してください。

○吉田(治)委員 今理事会の方で、またこの問題について引き続きという中で、私は、議事録に残りますので申し上げますと、副大臣、政務官については、やはり閣法を、特許法という法律を出されている。内閣における連帯責任というものからかんがみたときに、大臣が自主的に自分の未加入

について発言をしたからそれでよしと。プライバシーということを書かれたけれども、公人として、やはり国民の義務を果たしているのかどうか。しかも、国民の生活に多大な影響を及ぼす法案というものをを出しているのではありませんか。この部分は、与党とか政府がということではなく、まさに大臣がなされたように、個人という部分をつかりとお答えを出していただく、私はそのことが大前提になるのではないかなと思っております。

そういう中で、大臣に立ち入ったことをお聞きいたしますけれども、これは、国民年金を二十一年間未加入であった、大臣の個人的な意見として、今は、昭和五十五年、六十一年に制度変更もあつたという御発言がございました。この年金制度が随分ややこしい、そういう中でうっかりミスをしてしまった、そこまで至らなかった、年金と名がつけば自動的に国民年金も入っていたのではないかと、そういうふうにお感じになられたというのはあつたんでしょうか。いかがでしょうか。

○中川国務大臣 ですから、先ほど申し上げたように、初めて歳費をいただいて、大変個人的な話で恐縮ですが、父親の仏前にそれを報告して、初めてそのときに詳細を見て、そのときに国会議員互助年金が幾ら引かれていた、ああ、こういう年金があるんだと思つたことは、正直なところ事実でございます。

私が先ほど申し上げたのは、六十一年に、国会議員は、それとは別に国民年金に強制加入ですという法律改正があつたときに、私は与党の議員でございますからそれに賛成をした立場なわけでございます。当然、それがあつたにもかかわらず、引き続き自分の無知が継続して今日に至つたということを反省しているということもあえてつけ加えたということでございまして、あくまでも私自身の誤解というか無知というか、正直言つて、関心の低さと言われれば私からは否定するものも、もうこれ以上弁解の余地がないわけでございます。

○吉田(治)委員 要するに、それだけややこしい年金制度だと。うっかり勘違いをしてしまふ、その法案に賛成をしたということが私は言えるのではないかなと思うんですね。

年金の議論は厚生労働委員会の担当ですので深くは申し上げませんが、その中で大臣、一つ、よくお聞きしたいのは、今回の年金の未加入の問題が出たときに、例えば五年前に大きな年金法の改正がございましたね。二十一年間議員をやられていて、今、五十五年、六十一年の話もされました。絶えずこういう年金の見直しがある中で、御自身の年金がどうなっているかということをお自身で考えられたり、またチェックをされたりということがあつたのかなかつたのか。とりわけ、国民年金に入られなかった女優さんの問題が出たときに、ああ、おれはどうだったろうかというふうな思いに至らなかったんですか。その辺はいかがなんでしょうか。

○中川国務大臣 何年か前に、厚生委員会が厚生労働委員会が忘れちゃったけれども、しかし、これは一たん強行採決をやつて、やり直しをして採決をしたというふうな年金改革法の審議を、私はその委員会に所属しておりませんでしたけれども、記憶しております。

そんなようなことがあり、また年金というもの、今後、少子高齢社会の中で非常に大きな問題になってくるということは、国会議員として漠然とは認識をしておりましたけれども、まことに申しわけないことでございますけれども、私自身については、そういう互助年金というものでもカバーされているものだと。六十一年のことも含めまして、先ほど申し上げましたけれども、自分自身の問題として、無知のままつい先日まで来てしまつたということでございます。

○吉田(治)委員 私たち議員は、全員、確定申告を三月にいたします。大臣は、確定申告はどういうふうな形でなさっているんですか。

○中川国務大臣 確定申告を毎年やっております。私も、確定申告の中に保険料控除というのがござ

ざいまして、それも今回確認をいたしました。生命保険等の控除の申請はしました。

これもまた大変申しわけないことでありますけれども、税理士さんに全部お任せをしております。こういう報告であります。昔からの大変つき合いの長い税理士さんでございますので、すべてをお任せし、そして改めて確認をしたところ、国民年金は払っておりませんので、それについての控除の申請もしていませんというところが今回わかったわけで、これも、私自身の問題としてきちっとした確定申告の書類を精査していれば、国民年金に加入していなかったということがもっと早い段階でわかったというのが正直なところでございます。

○吉田(治)委員 ということは、反対言うと、税理士さんからも指摘はなかったということですね。議員、こういうふうな年金に入っていないですね。そういうことでよろしいんですか。

○中川(治)大臣 もちろん今までもございまして、今確認をしたところ、ああ、そういえば国民年金のところを空欄になっていましたねということで、税理士さんから過去のことも含めてそういう報告を受けて、私自身、まことに申しわけないことだと思っております。

○吉田(治)委員 大臣、私はこんなこと言うのは大変失礼かもしれないけれども、私たち議員というのは、歳費という形で国民の税金をいただいているわけでありまして、それをまた私たちは納税者として確定申告する。

私個人のことを言っているかと思いますが、私は、もうその時期になると、全部領収書であるとかさまざまなものを集めて、自分であらあら書いて、税理士さんのところへ行っているかですかとやる。そのときに、必ず保険料控除のところは税理士さんから言われるんですね。例えば私ですと、国民年金の銀行の一括引き落とし、一括引き落としされましたという通知書を持っています。やはり大臣、今後の課題として、もう少し大臣としてというか、議員としていうんですか、国民

民の代表として、納税意識というものの、自分はどうだけ納めているんだと。まあ、私と大臣とはもう全然環境が違いますので、私のように、もうお金一円でもというのと、やはりその辺の部分、大臣との違いがあるのかもしれないけれども、その辺についてどうこれからなされるのか、どうお考えになられるのか、ちょっと御答弁いただきたいと思ひます。

○中川(治)大臣 もちろん、確定申告の時期になりますと、私の手元にあるもの、あるいは事務所や家族が持っているもの等々の帳票を添えて税理士さんにお渡しをして、申告の手続をやっていたわけでございまして、国民年金は払っていませんでしたから、当然その部分について記載がなかったわけでございまして。これはもう御指摘されるまでもなく、私自身の確定申告ですから、最終的な問題は私自身の責任ということになります。

過去のことについては、もうこれ以上何を申し上げるつもりもございません。ただひたすら、私自身の無知と自分自身の国民年金に対する関心の低さといましようか、私ももちろん、まだ小さい子供もおりますし、扶養している母親もおりますし、できるだけ一円もおろそかにしてはいけないうという気持ちは持つておるつもりでございます。

今後のことにつきましては、これを大いなる反省材料として、自分自身の自己管理をより厳密にしていかなければならないというふうに思っております。

○吉田(治)委員 まさにそこから先、確定申告というのは個人の話になりますので、私たちがとかく言うことではないと思ひます。ただ、大臣におかれては、今お話しさせていただきまして、例えば確定申告の中身、どういう控除があつて、どういふものがあつて、国民一人一人どういふ生活をしているのかというのを、やはり、税金の確定申告というのには、一番私たちは勉強できると思ひます。

私は、年に一度の確定申告というのは、自分自身にとつて、税金を考えること、そして国民生活を考えるもの、大事なものである。ですから、大臣は全部お任せしてと言ひますけれども、私はあらあ数字まで出すんですね、自分で電卓たたいて。そして、最後の最後の間違いがないかというチェックだけを税理士さんにしていただくという形をとらせていただいております。ぜひとも、大臣におかれましては、大変公務が忙しい中ですが、来年にも一度ぐらいは私はそうすべきだと思ひます。

そして、税理士さんもそう言われていました。やはり、税に携わつていて、その部分をしっかりと議員の先生方が自分でしてもらつて、自分たちに任せたら何でもするけれども、何でもというか、ちゃんと確定申告の書類はつくるけれども、やはり、ぜひともそういう形を私は大臣に、過去の話は結構です、今後、ぜひともつていただきたい。そして、こういうことを大臣が率先してやられることによって、ほかの方々が二度と起こらないような、はつきり言つて、こういう質問といふのはお互い嫌なものですから、個人のことでと言われたら、そうかなという部分もなきにしもあらずですので、その辺、お願いをしたいと思ひます。

そして、もう一点、今大変大きな問題になっております日本歯科医師政治連盟からの献金問題につきまして、それぞれ大臣、副大臣、政務官、献金があるのかないのか。あれば、どういう状況なのかというのを簡潔にお答えいただければと思ひます。

○中川(治)大臣 日本歯科医師政治連盟から政治献金、それから関係者の皆さんとの会食等々は一切ございません。

これも私からあえて申し上げますけれども、パーティー券につきましては、私は年に一回東京でパーティーをやっておりますが、二十万以上については収支報告をするということになっておりますが、それはございません。二十万以下について

あるかないかと言われれば、率直なところ、私はないと思つておりますけれども、ないということとを証明するものがないわけございまして、大変申しわけございませんが、そういう状況でございます。

○坂本(治)大臣 日歯連からの献金その他、パーティー等は一切ございません。

○泉(治)大臣 日歯連からのお力添えは全くございません。

○菅(治)大臣 政務官 平成十年度に、後援会に対して五十万円供与したていでいます。

○江田(治)大臣 政務官 日歯連からの政治献金等、一切ございません。

○吉田(治)委員 この問題を深く追及するつもりはございませんが、では、日歯連は、これは東京の本部と、それぞれの先生方の御地元の歯科医師会の政治連盟の方からの献金の中身、今お答えしておりますよろしいんですか。それぞれ大臣、副大臣、政務官。

○中川(治)大臣 私は、日歯連のことについて御質問があつたので、日歯連とは一切おつき合いがないということでございます。

○坂本(治)大臣 地元はございません。

○泉(治)大臣 政務官 十二年に、県の歯科医師政治連盟からも五十万円供与したていでいます。

○江田(治)大臣 政務官 地元を含めてございません。

○吉田(治)委員 大臣、日歯連からということ、地元のこととは答えられない、そういうことで御理解していいんですか。

○中川(治)大臣 想定問答というか、事前にいただいた御質問は、日歯連についてということだったので、地元北海道等については調べておりませんので、今早急に調べさせて、きょうじゅうにお答えをさせていただければというふうに思ひ

ます。

○吉田(治)委員 では、後、同僚議員の質問の中
で御質問させていただければと思っております。

(中川国務大臣「わかりました」と呼ぶ) はい、
どうぞ。

○中川国務大臣 平成十二年に北海道歯科医師政
治連盟から五十万円、それから、十五年も北海道
歯科医師政治連盟から同じく五十万円の政治献金
をいただいております。

○吉田(治)委員 わかりました。この問題はこれ
ぐらいにしまして、特許法の問題に入っていきた
いと思います。

特許法の今回の法案の大きな問題は、審査を迅
速化することと、それから、いわゆる「職
務発明」という部分、三十五条という部分でござ
いますので、その辺含めて御質問させていただき
たいと思います。

まず、特許法三十五条の法改正において、「契約、
勤務規則」という言葉が出てまいります。このこ
とについて、長官の方から、どの部分まで含めら
れるのか、どういうふうなものが具体的に出てく
るのか。

このことについては、私はぜひとも発言してお
きたいのは、最終的にはこれは裁判でかかってま
いりますね。裁判官が、この国会で、この委員会
でこんな審議がなされた、また附帯決議が例えば
出たことというのは、多分ほとんど一顧だにさ
れないと思うんですね。結果として裁判官は、出
てきた法の条文と、それぞれ原告、被告側の弁護
士さんの発言で判決を書かれるということになり
ますと、今回の特許法三十五条の「職務発明」
についての議論は、法文として非常に大事だ、そ
して、それと同時に、法文が変えられないという
場合であるならば、では、その部分、いわゆる
指導、通達というふうなものが行政から出てま
います、またガイドラインという公の文書が出て
まいります、これは非常に裁判にとっても大きな
意味を持つと私は法曹関係の方にお聞きをしてお
ります。

その部分について、まず契約、勤務規則等につ
いてどういうふうにお考えになられているのか、
お願いをしたいと思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

現在、特許法三十五条、先生御指摘のように、「契
約、勤務規則その他の定」によって、職務発明に
ついて、企業が研究者からのその権利の承継を認
めていくところでございますが、この「契約、勤
務規則その他の定」、これは改正法でも同じ規定
でございますけれども、その内容といたしまして
は、例えば、発明ごとに個別に取り交わされてい
る契約、労働契約、労働協約、それから就業規則、
それから、就業規則ではありませんけれども、企
業が定めております報償規程とか職務発明規程、
こういうものが広く含まれるということが通説で
ございます。

○吉田(治)委員 今、労働協約という言葉等と言
われましたけれども、では、そういう具体的な中
身については、今後、この法案が成立を見たとき
に、特許庁として、どういうふうにも広く公布をし
例えば指導を出すのか通達を出すのか、という
形を考えていらっしゃいますか。

○今井政府参考人 今般の法改正におきまして、
後ほど御議論があらうかと思っておりますけれども、三
十五条の改正で、何が合理的な手続なのか不合理
な手続なのかということで、私どもは、審議会か
らの御指摘もありましたし、事例集という、言っ
てみれば解釈通達といえますが、そういう事例集
というものをつくっていくことにしております。
その中で、今申し上げました労働協約、こうい
うものの位置づけ、これは今後、今回の法改正と
いうのが手続をしっかりとっていくということござ
いますので、労働協約というのが一つの大き
き有力な手段になるということだと思いますけれ
ども、そういうものをその事例集の中で、それ以
外にもいろんなやり方がありますと、そういうこ
との中の一つの大きな例として位置づけていた
い、それをまた広報ないし一般的に御説明をして
いきたいというふうに思っております。

○吉田(治)委員 では、しっかりとした文書とし
て、通達という形で出すということではよろしいで
すね。

○今井政府参考人 これは恐らく、審議会の議も
経まして、御相談申し上げまして、文書ででき
ちつとして出ささせていただきたいと思っております。

○吉田(治)委員 細かいことなんですけれども、
本当につまりならないことなんですけれども、三十五
条の三項の「その他の定め」を「め」という言葉
を入れたのは、何か特別に意味があるんですか。

もともとこの法文では「その他の定」と、「定」と
いう字で終わるんですけれども、改正案では
「め」という平仮名を入れているんですね。これ
は何なんですか。

○今井政府参考人 法律、個々に改正をするとき
に、新しい仮名遣いということ直している部分
がございます。今回も、この「め」というのは、
新しい仮名遣いということで御理解いただきたい
と思います。

○吉田(治)委員 わかりました。それだったら結
構です。何か特別な意味が含まれていたなら、てに
をは一点で随分法文というのは変わる、まさに裁
判官が見たときに何なんだということになっては
困りますので、確認をさせていただいた次第であ
ります。

それで、その次の新四項の中で、「対価を支払
うことが不合理と認められるものであつてはなら
ない」と規定されているんですけども、読んで
いてすつとわからないんですね。論理構成そのも
のがわかりませんし、場合によつたら、裁判にお
いてこれは従業員の側が不合理性を立証しなけれ
ばならないことになるのか。この辺、先ほどの話
にありましたように、事例集であるとか解釈通達
というふうな中でどういうふうにかこの部分は押さ
えられるのか、どういうふうにか解釈をしていくの
か。いかがですか、特許庁長官。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。
今回の法律改正の趣旨は、企業の経営環境だと

か経営戦略とか社風とか、それぞれの企業が
違いますし、それぞれの製品も違います。そうい
う中で、職務発明についてどういうふうにか決めて
いったらいいかといえますと、それを一番よく
知っている発明者と企業とがきちつと議論をして
決めていく、そういうものでやっていきたいとい
うことでございます。

その場合に、その決め方が、やはり企業と発明
者の間では情報量でありますとか力というものに
格差がございますので、そこを是正していかな
きゃならないということで、それが不合理、特に
手続的に不合理なものについては、最終的には裁
判所でそれを不合理の場合には決め直すというこ
とが今回の趣旨でございます。

その場合に、確かに、不合理ということにつ
きましては発明者の方が立証していただくことにな
りますが、これは言ってみれば手続でございます
ので、その手続が非常に自分はいがしろにされ
たとかいう意味で、ある意味ではその立証の難し
さというのはそれほどでもないかもしれない。そ
れから、具体的な裁判におきましては、裁判長の
釈明権ということで、実際の証明の負担は企業が
負っているのが通常だと思っております。

また、先生御指摘の事例集におきまして、そ
の不合理で、こういうものはだめなんだ、これは
だめなんだということにつきましては、事例集で
もなるべく明確にしていきたいというふうに思っ
ております。

○吉田(治)委員 確認ですけれども、では、不合
理の立証責任というものは発明者側、まあ大体裁
判を起こす方は発明者側ですね。裁判を起こす
方がする、企業側はそれを被告として受けとめて
対応方をしていく、そういう理解でいいわけだ
か。

○今井政府参考人 そういうふうにか考えておりま
す。

○吉田(治)委員 それではなるなら、立証責任とい
うのは本当は使用者側にあるべきものではないん
ですか。先ほど長官言われましたよね、情報量に

しても力にしても圧倒的に企業側が強い。強い企業側に立証責任がなくて、弱い方の発明者の方に立証責任を持たせる、これは矛盾しているじゃないですか、言っていることが。どうなんですか。

○今井政府参考人 証明責任につきましては、今の法律でいいますと、やはり不合理であるということを立てるのは研究者サイドになりますけれども、この場合には、研究者のサイドといたしましては、対価を決定するための基準の策定に際して、協議をどのように受けたのか、どういうことであつたのか、それから開示されているのかどうか、こういう自分が経験した手続を挙げて不合理性を主張して立証するということがございますので、私もそれは難しいことではないというふうに思います。

それから、実際の訴訟実務におきましては、現行法におきまして、相当の対価の支払いを要求するのは研究者のサイドでございますが、実際の訴訟実務を見ますと、幾らが相当の対価であるのかというのを立証しているのは、むしろ、裁判所の訴訟指揮によりまして企業側が負担をしているというのが現実でございます。

○吉田(治)委員 この不合理性という文言が非常にわかりづらいですね。「不合理と認められるものであつてはならない。」なぜこんな文言になつたのか。審議会等があつたという、立証責任の部分ですつきりするのであれば、この立証責任を企業側に明確化するか。何でこんな文章になつたんですか、法作成の段階で。

○今井政府参考人 それは、先ほど申しましたように、今回の趣旨というのは、可能な限り、双方が自主的に取り決めていくものを尊重しよう。それに對して行政とか法的に余り介入をするべきではないというのが基本的な審議会における議論でもございましたので、そういうものを踏まえて、このように、不合理なものについてはそれをもう一度裁判所が再チェックをする。基本的には、当事者、発明者サイド、従業者サイド、組合サイドといひますか、そういうサイドと企業との間のき

ちつとした議論で決めていただくのが一番いい、それを逸脱するようなときに裁判所がこれに介入をするというのがいいというのが今回の考え方でございます。

○吉田(治)委員 やはり、もうちょっとそれは、長官の一番最初の答弁にあつたように、情報と力が弱い方に対して立証責任を緩めるということとは私は必要じゃないかなと非常に強く感じるんですね。だから、合理的な場合であると認められる場合を除き無効にするとか、合理性の責任というものがやはり企業側にも必要になってくるんじゃないかなというのを私は強く感じるといふことで、この問題についての議論は後ほどにさせてもらいたいと思ふんです。

そして、今長官の方で、相当な対価という言葉が出てまいりました。これは非常に、極めて日本的な文章ですね。パーセンテージも出てこないければ、何をどうするのかと。今、長官のお答えの中においては、要求されて、裁判所の方で、どちらかという企業側をと。相当な対価というのとは、だれがどういふふうに、なぜ判断をするのか。よく言われているように、職務発明というのは、発明が終わつて、何年かたつて、会社の御縁も切れ、どうも考えた、おれがやつたものは大もうけしておるみたいやないかと、それを、おれもえらい目に遭つたんやから少しよこせというふうな思ふという一面もあると聞いておりますし、相当な対価の立証責任というの、ここはちよつと非常に不明確というんですか、どこを相当なと言ふのか。

本当は大臣に質問したいぐらいなんですけれども、日本というのはこれから海外から投資を呼ぶんですよ、国内経済厳しい中で。海外から投資をしてもらふというところは、海外のお客さんは何を考へているのかと。私は、この三十五条といふふうなものは、単に国内問題、いわゆる味の素であるとか発光ダイオードであるとか、固有名詞出しているかがすけれども、そういう問題が起こつて慌てて国内企業のためにしたということより

も、どちらかという、この法文については、英語に直したときに、海外の企業が日本をどう見るか、私は非常にこれがあると思ふんですよ、中途半端なままでいくと。

まず一点目は、この相当な対価というのは、もう一度長官、どう考へて、だれがどう立証するのか。二点目、英語に直したらどう直すんですか。この文章のところは、英訳するわけでしょう。外国の企業が日本へ投資をするといったとき、研究開発型企業を日本へ出している。日本人、優秀だ、いい人たちがいっぱいいて、研究者もいて、反対言つたらこれはリスクになりますね、職務発明というのは、海外投資からすると。

だから、リスクといふものを考へたときに、読むのは英文ですね。私たちは、相当な対価といふと、何となしに、ばつと、ああ、こんなものかなと。出てきた法文、高いな、安いな、ぎょうさんもうけはつてええなといふことになりますけれども、そこところは物すごく大事だと思ふんです。ここはいいがですか。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。確かに、これまで相当な対価といふことで法律が書かれておりますので、それが幾らなのかといふのがなかなか事前にわからない。したがうして、裁判におきまして最終的に決まるということになりますと、企業は法的安定性がない。それから、一方、研究者のサイドからしましても、自分の発明が幾らに評価されるのか、どの程度企業にとってポジティブな評価を受けるのかということも、相当な対価といふことではわからないということでございます。

したがうして、今般の改正は、企業と発明者の間で議論を尽くして、その対価の決め方をルールを決めるということになりますと、それを裁判所が尊重するということにいたしておりますので、その意味では透明性は格段と上がった。

企業が、その中で、今までであります、オリパス判決といふのがございましたけれども、企業が幾ら中で企業内ルールをつくりまして、そ

れを最終的に裁判所でこれでは足りないといふことになつてしまつておつたのが現実でございます。今般の場合には、両方の当事者が議論を尽くしてルールを決めた場合は、そのルールに従うということが大原則になります。恐らく、ほとんどのケースはそれに当たると思ひます。その決め方が非常に不合理であるとかいふ場合に、裁判所はもう一遍原点に戻つて、幾らが適切なものかといふことを決めることになりますので、その意味では、海外から見た場合の日本の法の、本件三十五条の問題といふものの透明性は格段に上がったといふふうに私も理解しております。

○吉田(治)委員 それは本当に上がるんですかね。そういうふうな形で透明性といふものがはつと理解できるんでしょうかね。その、事前のルールだと、でも、裁判によつてしかこれは変わらないわけでしょう、最終的には。今、そういうふうな幾ら長官が言われても、不合理性だ、相当な対価だといふふうな部分というのは、事前のルールだといつても、リスクがそこにあるわけですね、海外から例へば日本へ進出している場合に。今の日本の企業の中にも、その部分というのはリスクが出てくる。

私は、相当な対価といふものを否定する立場では決してありません。それは、研究者の側からすれば、やつた部分はやはり成果は欲しいなという部分はあつて思ひます。その部分といふのが非常にわかりづらいし、皆言ひづらい。その辺、いかがなんですか。もう一度。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法律改正といふのは、何度も繰り返しますけれども、発明者サイドと企業のサイドが意を尽くして、どういふルールで発明があつて利益が上つた場合に分配するといひますか、そういう報償を与える、対価を与えるかといふことをきちつと決めるわけでございます。

これまでの法律でありますとか裁判所の判断でいひますと、それは幾ら企業がそういう努力をしても、最終的に裁判所が、そうではないんだ、客

観的にはこれが相当な対価なんだということを言っていますと、それで全部覆るということがございます。今度は、その意味で、きちっとした手続を踏んでもらって、それが開示されれば、それが裁判所が相当な対価と認定するわけでございますので、その意味で、相当な対価というものの法律上の概念が変わったというふうに思っております。むしろ、それがこれから主流になってくる。

そうすると、手続をきちっとして事前に発明についての規程をつくっていただく、これがこれからの企業の課題でもございますし、企業がその意味で、先生おっしゃった、発明者と向き合つて努力をして、一生懸命、発明者の意向も酌みながら、それから企業の置かれている状況も説明しながら決めていったルールというものが、新しく日本における発明における企業と発明者の関係になるわけでございますから、これは、私も、こういう新しい考え方で発明の奨励を進めていくことがよからうということで、今回法律をお願いしたところでございます。

○吉田(治)委員 英語に直すと、では、前の相当な対価と今度の相当な対価は、言葉が変わるんですか。

○今井政府参考人 英語につきましては、アディクワットということまで翻訳をしてきたところでございます。

今般は、その意味で、先生おっしゃったように、四項で手続がきちっとして決まってくる相当な対価と、それから五項で、その手続が不合理なんで、最終的には従来どおり裁判所が決める相当な対価という二本立てになってくるわけでございますので、ちょっとそこところ、やはり日本へ入ってこられる企業に対してこの三十五条について大いにPRしなきゃならないと思いますので、翻訳等について十分考えさせていただきます。

○吉田(治)委員 アディクワットという言葉は言われました。本日に、言葉一つで語感が、日本人も言葉は、同じ意味でも発音とか中身で違うんで

すから、ぜひとも守っていただきたいのと、先ほど言った解釈通達についても、これも英訳を出すということでもよろしいんですか。

○今井政府参考人 ぜひとも、そうさせていただきます。きょうの御議論を聞かせていただきますと、私も、努力したいと思えます。

○吉田(治)委員 その中であと一つ、こうして今議論されたこの法案が通った後に、法の遡及という問題、これは非常に難しい問題でして、これはこの条文の最後の方に出てまいりますけれども、要するに、この法律ができてから後の発明についてこの法律が適用される、それまでの発明については従前の、今までの法律が適用されていくんだ、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○今井政府参考人 先生のおっしゃるとおりでございます。

○吉田(治)委員 それなら、法律ができて、極端なことを言つたら、十年、二十年は新しい法律は適用されないということと同じことになりますよね。つまり、先ほど申し上げたとおり、今の職務発明の裁判というのはほとんど、勤められた方がやめられる、もしくは定年退職を迎えられる、そして、なおかつ、その発明したものが商品化をされてよく売れたと。それには、やはり発明から販売まで、そしてその販売実績が積まれるまでというの、十年、二十年かかるわけですね。

だから、きょうこの法案がこの国会で通過をしたとしても、今から十年、二十年、長官はお幾つになられるか、私が幾つになるか申し上げませんけれども、その年まで、私たちとしては、法案はつくつたけれども目の目を見ない。裁判所の方は、この法案、いつの発明やということでしょう、ようやく十年か二十年したら、あの法案がと。そのころになつたら、この法案は実はもう古いものになつてしまつたというところは、なり得る可能性があるんじゃないですか。それがどういうふうな裁判というもののなかで担保をしていくのか、どういうふうに働きかけをしていくのか。

世界もかわつてくるでしょうし、司法と行政と立法という三権分立という非常に日本にとつて大切な統治機構がありますけれども、そこに対してどう働きかけていくのか。これは遡及法でできない。遡及法でやつたのは、残念なことに、わけわからぬ東京裁判だけだったというのが今日本に現実にあるんですけれども、それができないのであるならば、どう行政として、これからこの部分、遡及という部分で担保していくのか。

○今井政府参考人 先生御指摘のように、私が先ほど申しましたように、遡及させて新しいルールを既に発生している請求権に対して適用するということは、法的に非常に困難であると思います。それが附則で書いた趣旨、確認的に書いたものでございます。

ただ、本件については、研究者と企業が協議を尽くして一つのルールを決めて、今であつたならばこういう対価が好ましいということをもんなで決めるわけでございます。そういうものを司法の場において、新しい法律ができたこと、それから新しい法律に基づいて発明者と企業が協議を尽くしてルールを決めて、これでいこうということを決められた、そういうものを、今後は、何か裁判が出てきた場合に、そういうものが参照されるんではないかということを私も期待するわけでございます。

また、この法律改正の趣旨、国会審議の趣旨については、私も、対外的にはきちっと広報していきたいというふうに思っております。

また、もう一つ、これは参考人意見陳述のときにも、竹田先生、昔の高裁の判事さんでございませうけれども、お話がありました、もし両当事者が既に過去のものについて、既に過去のものというのは一応請求権が発生しているわけでございますけれども、新しいルールでそれを仕切る、新しいルールで解決していきましようという新しい契約を結んだ場合に、その契約の有効性というところについては、議論が最終的には裁判所の問題でございます。民事法の問題になろうかと思

いますので、私もが申し上げることができないわけでございますが、一つ、そういう意味で、新しいルールに基づいて契約をし直す、個別の契約をし直すとしたときにそれが生きてくる可能性があるというの、私もとしてはそういう期待は持っているわけでございます。

○吉田(治)委員 期待だけじゃなくて具体的に、例えばいわゆる経済界、私は、大きい意味で言つたら、この問題は、大企業はもうよく見ているんです。中小企業の経営者が一番これは、びんときているのかどうかは別にして、町工場から発明によつて大きくなった会社もたくさんあります、中小企業に向けてこのことをどういうふうな広報していくのか。期待じゃだめだと思ふんです。

もう一つは、やはり司法の実務、裁判所がということになると、裁判所に対して訴訟を起していくのは弁護士ですから、例えば日本弁護士連合会であるとか各地の弁護士会とか、実際、実務に携わるこの二つの部分、これに対してどういうふうな特許庁として、これから、この法案の本身、またこれが決まった後の本身とか、附帯決議がついたら附帯決議の本身とか、広げていく予定であり、つまりじゃなくて、予定はどういうふうな考えていらっしゃるのか。

○今井政府参考人 今回の法律は大変重い法律でございますので、法律ができましたとき、従来から、地方について、地方で中小企業の方も集まつていただいて、説明会を随分やってまいりました。これを十分にやっていきたいというふうに思います。

それから、弁護士会の方につきましては、従来より、この法律の成立過程の段階において御相談を申し上げているところでございますし、この法律については基本的に御賛同をちょうだいしておりますが、国会審議の内容も含めて、議論を紹介させていただきたいというふうに思います。

○吉田(治)委員 できるだけ、インターネット等も使つていただいて、多分、これはいつも、大臣、皆さんに話をするときに、広報をどうするかとい

うと旧来型なんですね。要するに、地方の商工会議所だとか商工会だとか、今、新しい会社で、いわゆるベンチャーを含めて、これから頑張るといふのはほとんどそういうところに入らないんですね。先日法改正があったように、まさにそういう企業は、自分からそういうところは関係ない。こんなこと言ったらよくないですけども、そんなおっさんの集まりなんか行っても商売にならぬというふうな部分が広がっているというところは、反対言うやりづらい部分はあると思うんです。広くあまねく知ってもらうというところに私はもっと傾注してもらおうと同時に、期間で、この大事な法案が終わった後に、特許庁から、こういうふうなやつと説明をぜひともいただきたい。その辺いかがなんでしょうか。

○今井政府参考人 私ども、前国会のときの御議論もありまして、中小企業の出願人の会社、約四万社でございますが、これにつきまして、全部それをコンピュータから打ち出しまして、中小企業に対する諸施策、知的財産、それから早期審査でございますとか特許の審査料の減免制度でございますとか、そういうものについてパンフレットをつくりまして、全社にお配りいたしました。これは出願をしている企業でございます。

こういうことについても、今後、この法律につきまわりの趣旨、それから注意事項、先ほどの事例集、こういうものも含めて対応していきたいというふうに思います。

○吉田(治)委員 時間もなくなってきましたので、三十五条については、また同僚議員の方が詳しく質問するかと思いますので、私の方はあと、特許法を含めた知的財産について、まず一点目は、侵害訴訟代理業務試験というものが行われました。弁理士の先生方も、弁護士の先生方と一緒に共同受任ができるようになったということですが、この業務試験について、その以前の講習というんですか、そういうことを含めて、どういう状況になっているんでしょうか、どういふ結果だったんでしょうか。

○今井政府参考人 御指摘のいわゆる付記弁理士の研修及び試験でございますけれども、研修につきましては、経済産業大臣が承認した研修実施計画に基づきまして、弁理士会が実施しているところでございます。

この研修実施計画は、弁護士の先生、判事さん、それから裁判所の事務官、大学教授、産業界の方々に委員として参加いただきまして、その実施計画の内容を定めたものでございます。具体的には、実務手続それから特定侵害訴訟に関する法令等、約四カ月間、延べ四十五時間の研修をしているところでございます。

また、試験につきましては、これは工業所有権審議会が実施しておりますけれども、委員の方々はほとんど弁理士の方々に参加してもらっております。そして、試験をしていただいております。

そして、昨年の十月二十六日に試験を実施いたしました。研修をお受けになられた弁理士さん八百四十名、八百四名が受験しまして五百五十三名が合格されたということで、合格率は六八・八％でございます。

○吉田(治)委員 極めて高率ですよ、合格率。いいとか悪いとか申しません。ただ、共同受任だからこれだけの合格率になったというところはいいかなんです。もしもこれが、単独で受任をするというふうな試験であったならば、ならばの話です、どういふふうな、単独な場合だったら、長官、試験を全般見られる担当長官として、共同だからこの数なのか、単独でもこういうふうになるのか、その辺はいいかがお考えになりますか。

○今井政府参考人 試験につきましては、事前に、今申しましたけれども、弁理士の方々がほとんどであります工業所有権審議会のその試験の部会の方で御協力を得て実施したところでございます。試験の内容につきましては、事例問題を二題出すんだそうでございますけれども、これで民法、民事訴訟の論点についての知見を問うということでございます。

そして、合格基準につきましては、その委員会

の中で事前に、こういう採点基準にしてこれを合格ラインにするということをお決めいただいているところでございますので、先生おっしゃったように、これだからこれだ、付記だからこうだとか、そういうことではなくて、やはり訴訟をやるのにたえられるかどうかということを判断基準にしているというふうな考えております。

○吉田(治)委員 ということは、大前提として、共同受任の試験だ、そういうことですね。だから、訴状を書くような試験じゃなくて、とにかく弁理士さんと一緒にできない試験をしたということではないですか。

○今井政府参考人 現在のいわゆる付記弁理士制度はそういう制度でございますので、今先生おっしゃったような能力を、試験をして厳正に対応しているところでございます。

○吉田(治)委員 弁理士の先生方にしたらそうでしょうね。商売がたきに一生懸命教えてやって試験を通してということにもなりかねませんわね、考えた。それだけ献身的な先生方が多いのかなということも感じたりするんですけども。

そういう中で、きょうは知財戦略本部の事務局長さんのおいでで、元特許庁の長官で、法案審議もなされた中で、今回の特許法三十五条の改正について、まずはどういふふうな御意見を持たれているのかというのが一点。もう一点は、もつと質問したいんですけれども、私、法務委員会で事務局長をお呼びしていますので、そこで詳しく質問させていただきますかと思っておりますけれども、日本の知財戦略というふうなものについて、どういふ観点で事務局として対応方をされているのか、大きくて話。最後、ちょっと大臣に質問をしたいもので、簡単に結構でございます。長いことお待ちしましたけれども、御答弁お願いします。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。特許法の三十五条の改正につきましては、特許庁が中心になりました。いろいろな方の御意見を聞いて、時間をかけて、政府全体として閣議決定をして提案されたということで、現時点において

各方面の皆さんの意見をまとめたものだということに承知しております。

それから、知的財産戦略をどのような気持ちでどう進めているかということでございますが、これは、日本人の持っている発明をする能力、創作する能力、このすばらしい能力をどんどん発揮してもらって、世界に誇れるような立派な国になろうという考え方のもとに、知的財産本部というものをつくって、そしてそのもとに専門調査会とか、それからパブリックコメントでいつも御意見をお伺いして、いろいろな方の御意見を聞いて、日本じゅうの人たちが誇れるような知財の国になる、これによって世界の文化、そして文明に貢献する、こんな気持ちでやっております。

○吉田(治)委員 時間がないので、議論できないんですけども、産業スパイ事件というのがありましたよね、理化学研究所の。あの問題なんかを見てみますと、やはり日本人というのはまじめだと思ふんですよ。一生懸命やって、やり過ぎると、今事務局長が言われたように、がんがんとやっていて、私ら学生時代は日本の基礎研究の特許数というのは物すごく少なかったんです、アメリカに比べて。今アメリカを超過していますよね。そうすると、アメリカからすると、また日本のやつらは、知財やという教えたところから始めてと、一発かまさんという言い方はよくないかもしれませんが、せんと、せんとしとかなあかんというところが私は起こるんだと思ふんですね。私は、そのことはちょっと、また別の議論をさせていただきますかと思ふ。

そして、最後、大臣に。こうして知財の話をしていて、私はこのころ、ふと思ふんですけども、CD、これは著作権ですから委員会が違いますが、日本でも、日本で売っているCDが逆輸入されて安い、それが困るから法改正してくれと、同じ知財という部分でいいたら、そこへ出てきます。知的財産、知的財産といつて守るのは、私は結構だと思ふんです。大切なことだと思ふんです、知財戦略というものは。しかし、結果としてそのこ

済産業大臣という立場からは、悲観ではございませんけれども、まだまだ油断ができない状況が続いているというのが私の認識でございます。

よりミクロで見た場合に、地域の格差が一段と大きくなっている。具体的には、例えば東海とか、あるいは東京を中心とした関東といった地域と、私の地元でございますけれども北海道とか、南九州、沖縄といった地域とか、あるいはまた業種、あるいはまた企業別で依然として、二極化と言う方もおられますけれども、いいところと悪いところがはっきりしている。それから、雇用の問題、失業率、特に若年失業率の問題が、依然として五％、あるいは若年は一〇％前後ということ。

それから、最近特に私どもが注視しておりますのは、原材料価格が非常に上がってきている。これは、中国ということがよく言われますけれども、アメリカもヨーロッパも日本も含めて、中国自身も大変困っているというか関心を持っておるようでありますけれども、日本は輸入して輸出する国ですから、そういうものの値段が高くなることでどこかにしわ寄せがいく可能性があつてはならないということ、注意深く見守っているわけでございます。

私自身、最悪の状況は脱したとは思いますが、けれども、個別に見て、今後もまだまだ予断を許すことができないというふうに思っておりますのが私の経済認識でございます。

○中津川委員 私、その問題を、ここ四年間ずっと私のテーマで取り上げてきたんですが、とにかく中小企業の経営者の人たちの犠牲と、それから、大手がよくなったといったって、これはリストラとか、あるいは給料を抑えている、下げているということが、それだけじゃないですが、それが主要因なんだと思うんですね。

とにかく、私が心配しているのは、実質増税、余りマスコミには多く出ませんけれども、この四月からでも介護保険料ふえているんですね、四十代六十代。それから、年金もたしか〇・三％ぐらい手取りがこの四月から減っているんじゃない

ですか。それから、あと年金の受給年齢も六十歳から六十二歳になっている。

最初私が申し上げたように、増税、本当にみみっちく少しずつでも取ろうという、そういう小泉総理の財務省的なやり方で、僕は、だからこれは第二の橋本内閣に、経済失速したような、あんなふうに、ぜひ二の舞を踏まないようにということ、楽観論の中で、いろいろ評論家でも悲観論の人が急に今楽観論に多くの人がなつていますけれども、私はまだ非常に厳しく見ております。

そういうことで、大臣、ひとつと厳しく見たいだいて、日本は中小企業九九・七％で成り立っていますから、やはり中小企業を、今の小泉・竹中路線、これはやはり一番やり方が間違っていると僕は思うので、竹中さんがやめたら景気がさらによくなるというふうに私は前から言つて、まあ冗談で言っているんですけれども、そう思っている自民党の方も結構いらして、大変、今の経済政策、僕は十分ではないというふうなことをちよつと冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

国民年金なんです、先ほどいろいろやられましたが、要するに、中川大臣は二十一年間払っていません、これは未加入。大臣、弁解の余地なしとおっしゃいました。麻生大臣と石破長官は未加入じゃなくて未納ということがわかりました。しかし、お二人は弁解していた。その意味では、中川大臣、潔い。褒めていいんじゃないですよ。

福田官房長官も記者会見で、本来個人情報だから守られるべきだと言つたり、坂口厚生労働大臣はくるくる言っていることを変えて、制度上問題があつたとか弁明しました。びっくりしたね。要するに、年金法案提出者としての責任を感じていない。国民は、ここ一二日、テレビでもばんばんやっていますので、怒り心頭、あきれ返っていますよ。

それで、先ほど、坂本、泉、菅、江田両政務官も含めて、年金を払っているのかと聞いたら、答えられないということで、理事会やられて、何か十二時半に答えるというようなことをちらつと今

聞いたんですが、ちよつと確認したいんですが。○根本委員長 それはどなたに聞いていますんですか。

○中津川委員 副大臣で。

○根本委員長 それは理事会協議になっていきますから、副大臣答へられないと思います。理事会協議になっていきますから、また十二時半から理事会を再開します。

○中津川委員 先ほど日歯連の問題では、坂本副大臣もばつとはつきり言つて、わかりやすいし、適切じゃなかった。それで泉さんもばつ。菅さんは、ちよつとこうやって、五十万つて、これも言う。これはやはり言わないと、何か悪いことをやっているんじゃないかとみんな思う。

民主党が出せば出すなんて、民主党のネクストキャビネットなんて、イギリスと違って予算出ていないんだから、こんなときだけネクストキャビネットなんて言っちゃだめだよ。だから、それは出すの当然、こんなのは。まず、この法案提出者である与党の大臣、副大臣、政務官、これは出すべきですよ。後、十二時半からまた理事会ということ、ぜひオープンにした方がいい、中川大臣みたいに。あとは、判断するのは国民なんだから。

それで、日歯の問題なんです、これについて、パーティー券だとか寄附だとかの質問をする予定でありましたが、先にあの人がやっちゃいましたので。その中で、坂本副大臣、泉副大臣はなし、菅政務官が五十万、五十万というようなことが出ておりましたが、この問題、私、ずっと予算委員会でも取り上げてまいりました。

それで、二月のその委員会の質問の際にも申し上げましたが、日歯というのは自民党の大スポンサーですよ。二〇〇二年の政治資金収支報告書によれば、自民党の政治資金団体で国民政治協会へ四億六千万円、断トツ、献金額ですね。次が日本医師連盟の二億三千三百五十万円ですから、もう倍。

七月に迫った参議院選挙でも、自民党の支援団体として、歯医者さんの会費や票を取りまとめて

動かれています。今思うんですけれども、今回、世間の目が見えていますから、ひとつ注意してやってみてほしいと思うと同時に、今一生懸命やっている歯医者さんが気の毒。何で、歯医者者をオープンするときに自民党の応援団にならなきゃいけないんだ、金まで取られて、みんなそう思っていますよ。歯医者さんは、まじめな歯医者さん、今多いんですよ。それで、昔みたいにそんなもうかる仕事じゃないというのも聞いている。本当に大変ですよ。それと、やはり国民に対して申しわけないです、申しわけない。

そこで、日歯絡みの質問なんです、経済産業省、イメラボと通常言われています、これはルートがいっぱいあるんですよ、こうやってね。たくさんあるルートの中で、この委員会に関係した質問をさせていただきます。

それで、二〇〇一年度と二〇〇二年度の情報基盤整備事業、つまりIT関連の委託事業を吉田前議員と極めて関係の深い二社が受託して、日歯もその事業に一枚絡んでいたということなんです、一社目のJTSという会社は、タイミンクよく、経済産業省がこの事業を始める直前の二〇〇一年四月に設立されている。これだけでも怪しい。同社の代表取締役は、吉田前議員の資金管理団体である幸進会の事務担当者だったんですね。さらに、その人物は、吉田議員が代表者である自民党支部の会計責任者でもあった。もう真っ黒の、ずぶずぶの関係ですよ。

一方のオー・アール・シーというのも、こちら一九九〇年二月に吉田前議員を代表取締役として設立して、公設秘書だった奥さん、父親が役員について、経済産業省からの事業を受注したということですね。それで、二〇〇二年の十月には、世間の目を気にしたのか、本人は監査役に身を引いて、弟を代表取締役役に就任させた。これはファミリー企業です、純然たる。

この二社が日歯絡みの経済産業省の補助事業を受託したわけですね。ここから捜査が入っていったんだよ、最初。切り口はこんなですね。ここ

いろいろなのがわかつてきたわけです。
ですから、吉田前議員と日歯のかかわりの深さから考えても、これは普通じゃないんですが、吉田前議員は日歯の内田常務理事と経済産業省の担当課長に会ったということが、私の予算委員会での質問で明らかになりました。

この内田常務理事というのが、これは大変なつわもので、日歯及び日歯連の金庫番で、この五千万円、今またキックバックしたというのがつい最近報道されましたが、こういう政治献金還流疑惑についても、彼が吉田前議員に現金で手渡しして、そしてまた吉田前議員からバックしてもらったというようなことがつい最近報道されたわけであり、私が質問したり、いろいろ判明したわけなんです。私が、非常に不満の残る質問、十分すべてがわかったわけじゃない。

それで、二月に質問したときには、二〇〇〇年七月から八月ごろ、歯科医療分野のＩＴ化が図られていたことを憂慮した日歯が、この予算獲得を画策して、吉田前議員と相談した上で、数回にわたって前議員とともに経済産業省に行つて、上記事業の予算獲得の陳情を行った、こういう報道があります。これは事実なんですと聞いたら、経済産業省の局長さんだったか何だか何回も出てきて、肝心のことを答えてくれなかった。

これはもう一度ちょっと聞きたいんですが、いいですか、吉田前議員と日歯の内田常務理事と経済産業省が、担当者が会った日付、それから対応した人物、そして例の補助事業についての話が合ったのなかったのか。あれから大分時間はたっていますよ。これは局長ですか、結構でございますから答えていただいて、余りいいかげんだつたら、これは大臣に答えてもらいますよ。

○豊田政府参考人 お答え申し上げます。

吉田前議員にお会いしたタイミング、そのときの議論、内容についてお尋ねでございますけれども、二月のときにも御答弁申し上げましたように、省内の関係者から聞き取り調査を行いました。その結果、平成十三年の春、二〇〇一年でござ

います、二〇〇一年の春から初夏にかけまして、吉田前議員とは担当の課長が数回程度面会をし、お話をさせていただいたと聞いております。

お話の内容についてでございますけれども、十三年の春のときは、吉田前議員の求めに応じまして、当時の担当課長でございますサービス政策課長が、当省が考えております医療の情報化の必要性、そしてその効果、また当省が行つてきておりますこれまでの取り組みについて、一般的な意見交換をいたしましたして御説明をさせていただいたと聞いております。

より具体的に申し上げますと、カルテ、そしてレセプトでございますが、すべてがその当時まだ紙ベースで行われていたという医療分野における情報化の立ちおくれの状況を御説明いたしました。さらに、これを電子化することによって医療経営が効率的になるということ、そして患者へのサービスも向上していくというこの可能性について御説明を申し上げたというふうに聞いております。

そして夏にかけて、初夏にかけましてですが、カルテ、レセプトの電子化を進める場合の課題について一般的な御説明を申し上げたというふうに使握しております。第一に、カルテ、レセプトに用いられる用語の標準化、用語がそれぞれの先生方によって異なっているということもございましたので、その必要性、第二に、電子化された情報をオンラインで送信する場合の秘密保持の問題でございます、プライバシーの技術の重要性について御説明をしたということでございます。

吉田前議員からは、歯科業界におけるレセプトコンピュータの普及状況について御自身のお考え、そして歯科用語の標準化の状況についての御専門家としてのお考えについてお話をいただいたというふうに聞いております。

具体的日付についてでございますけれども、どうも、調べておりますけれども、記憶が明確ではございません。そして、その一回につきましては、吉田前議員から日本歯科医師会の常務理事の御紹

介を受けたというふうに聞いております。

○中津川委員 日にちを言えないなんというのはおかしいの。だって、まず役人が来て、日にち、時間、場所、書くでしょう、最初に。きょう私がレクする、来ていただいて、きょうは四月二十八日何時と書くでしょう。春とか夏とか、そんなの書かないんだから。そういうところで、局長の表情はまじめそうなんだけれども、腹黒いんじゃないかと思っちゃうんだ。よ。発言する者あり）おかしい、それは。

もう一回聞きますよ。経済産業省は本当に吉田前議員関連のＪＴＳとオー・オール・シーの存在を知らなかったんですか。これが一点。それから、もう一つついでに聞きます。吉田前議員の行動と実際のこの二件の補助事業、今きれいなことを言いましたが、この委託の流れというのは、これは利益誘導だと思われるけれども仕方ない部分があるんじゃないか。いかがですか。

○豊田政府参考人 当省の方で把握できておりますことは、当省からの本事業の委託先でございますイメージ情報科学研究所が、平成十三年度におきましては日本歯科医師会、そして平成十四年度におきましては日本歯科医師会及び株式会社モリタと請負契約を結んだことまででございます。これは届け出により承知をすることができたということでございますが、そこから先の請負先企業の選定につきましては、当省への届け出の義務はございません。吉田前議員関連の会社が関与していたかどうかについても知らない状況でございます。

一方、当省といたしましては、本事業の件を契機といたしまして、ＩＴ関連委託事業の執行の適正性、効率性の確保のための具体的なあり方につきまして専門的かつ中立的な見地から検討していただくため、外部の専門家から成るＩＴ関連委託事業の執行のあり方調査検討委員会というのを設立いたしました。

本委員会では、これまで三回にわたつて議論をしていただいております。第一回目が三月の十一日、

第二回目が三月の三十一日、三回目が四月の九日でございます。この委員会の場において、下請事業者の業務分担、事業組成過程における各事業者の参加の経緯などにつきまして、さらに詳細な調査が必要であるとの御指摘をいただいております。

現在、こうした委員の指摘も踏まえまして調査を続けております。具体的な改善策も含めて、可能な限り早いタイミングで取りまとめるように努力をしております。

○中津川委員 今、改善策ということを言われまして、けれども、もう時間もかなりたつています。すよ、そんなの。遅いし、本当にやる気があるのか。この後、中医協汚職が出たわけでしょう。私が質問したときなかった。何か矛先が向こうに行つちやつて安心していらっしゃる。いかがですか。日にち、いつまでにやるか。

○中川國務大臣 予算委員会では、たしか中津川委員初め何人かの皆さん方からこの経済産業省関連のいわゆるイメラボについて御質疑がありまして、その間、私の方から、専門的な委員会をつくつてできるだけ早く国会に御報告をいたしますというふうにお約束をしたところでございます。

今、豊田局長の方から御答弁申し上げましたが、率直に申し上げますと、この検討委員会の使命は、過去におけるイメラボの事実関係の調査、あるいは、今後、ＩＴ委託事業について経済産業省としての検討、検証をしていただくわけでございますけれども、いわゆる第三者的な、弁護士さんとか弁理士さんとか専門家の方々への外目での厳正に見ていただいた方がいいということで、この二つの方向、過去のことと今後のあり方についてということをやっております。

率直に申し上げますと、一つは、今局長からもお話ございましたが、捜査当局が既に入つてい状況で、我々としての必要な資料等も若干不十分でございます。それから、中途半端な形で国会に

御報告をするということは、当委員会あるいは国会全体に御迷惑をおかけするという事で、私もできるだけ早くということを経長初め言っておるわけですが、そういう状況の中で委員会の皆様方に今鋭意やっていたいておるということとをぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

○中津川委員 法務省もお越しいただいておりますので、お聞きいたしますが、日蓮連のこの疑惑調査、今言ったように次から次へと枝葉が出てくる。この経済産業省給みの補助金と吉田前議員の関係企業の件というのは立件されないんじゃないか、日蓮連の件だけが取り上げられることになるんじゃないかというような空気を少し感じているんですが、もしそんな情報があるならば政府内とか日蓮の方に流れていたら、これはもうとんでもないことだと思ふんですが、この問題に關して、法務省の見解をひとつお聞きしたいと思います。

○橋渡政府参考人 お尋ねは捜査機関の活動内容にかかわる事柄でございますことから、法務当局としてはお答えをいたしかねるということとどうか御理解願ひたいと思ひます。

○中津川委員 思つたとおりの答えでありましたが、とにかく中川大臣、ひとつこの問題、みずから大臣のときではなかつたんでありますけれども、やはりこういう疑惑の問題というのは解明していかないと、また次から次へと混乱が生まれる、そういうものをつくつたら、これはもう政治じゃないです。ぜひひとつスピード、局長もいつも同じ表情で同じことを言っているだけけれども、もうそんなんじゃないやなくて、ちゃんと正直に、正確に、それでやはり刷新してもらひたい。

特許法の改正案について何点かお伺ひいたしますが、大分時間がたつてしまひました。

先週も参考人の方々から意見をお聞きしました、私も特許の重要性についてはもう論をまたないわけでありまして。とにかく、我が国は狭いし資源もない、唯一の財産は人。戦後、あの廃墟の中からこれだけ今日の繁栄を築けたのは、これは教育の力なんです。ほかに何にもないんです。私

も三十年間教育の現場にいましたものですから、人を育てること、これが我が国の生き延びていくたつた一つの方法である、これは今政治家になつても、その信念はより強くなつてきております。

そこで、いわば国の宝である人材がその能力を発揮してこの世に生み出した新たな価値、ぎゅつと結晶のようになったのが、特許などの知的財産、ここで今議論しています知財です。ですから、これらを保護していく、それで積極的に活用していくということ、我が国の国策の根本である。そういう意味で、最近の知財立国という言葉、大分耳なれてきましたけれども、私は大いにこれは結構なことだと思ふんです。

ですから、そういった観点から見ても、今回の特許法の改正というのは、今申し上げた方向に沿うものであるとして非常に賛同する点は多いわけでありまして、中身のところで、いま一つわからないところがあるというか、はつきりしないところがありますので、お尋ねしたいと思ふんです。

私、レクを聞いて勉強して、大きく分けて、今回の法案というのは、特許審査の迅速化と職務発明制度の見直し、この二つがポイントだといふふうに理解したわけでありまして、迅速化については、全く異論はありません。むしろ遅きに失したといふことで、何でも今までのようなものに手をつけなかつたのかなと思ふぐらいであります。そういう意味で、それは問題ないんですが、この職務発明制度の見直しという点に關してお伺ひしたいと思ふんです。

そこで、この法案改正のきっかけになつたといふか、一つの事件といひますが、最近の訴訟、例の青色発光ダイオードであります。こし一月三十日に東京地裁で、被告の日亜化学工業は原告の中村修二さんに発明の対価として二百億円で払えという判決が出た。これはびっくりしましたよね。けたが二つ違う数字でしょう。もう大騒ぎで、日本国じゅうに激震が走つた。

私、これは私なりに、会社の主張、それから中村さんの主張、そして裁判所の判断、これを比べ

て調べてみたんですが、何かどれもおかしいんじゃないかと思ふ部分がある。

まず、日亜化学工業ですが、当初中村さんに払つた発明の対価がたつた二億円ですよね。これは常識で考えられない、小学生のお年玉じゃないんです。社員が汗水垂らして研究して非常に重要な大発明をした、その対価が二億円で、もうばかにするのとはほどほどにしてくれ、何なんだろう、この会社はというのがまず思ひましたね。

では、中村さんの主張はどうかといひますと、これも首をひねつちゃうんです。詳しい経緯はわかりませんが、だけれども、中村さんの提訴額が変化しているんですよ。当初は二十億円でたつたのが百億円になつて、それから最後に二百億円でしよう。二百億円ですよ、これは。ちよつと想像できない額ですね。これを自分の勤務先、お世話になつた会社に請求するという感覚、これもちよつとわからない。

日亜化学工業という会社は、調べてみましたら、二〇〇二年度の売り上げが一千六百十億円です。売り上げの二割ですよ、これは。利益といつたら本当に、利益までちよつと調べなかつたんですけれども、これは到底払えないですよ。

中村さんは、ですから、社員であるから、この会社の設備を存分に使つて、新しい装置だとか研究環境、そういうセッティングの中で、個人じゃ何にもできない、会社の設備投資で研究ができたといふのは、これは会社であつてのことで研究成果があつたといふことを忘れちゃいけないといふのが僕は前提だと思ふんです。

だから、先ほど私は人材こそが日本の財産だといひましたが、それに法人だつて入るわけで、トヨタやソニーだけじゃなくて、世界に冠たる会社、私もずっと中小企業を回つて、本当にしも屋敷のところまで世界で先端を行く部品をつくつていて会社とか、たくさんあるわけですね。そういう会社こそが日本の産業の底辺を支えている、そういうことを何度も言ってきたんですが、だから、会社が一方的にそれこそ何百億円という巨額の支

払いを社員に訴えられて払わなきゃならないという事態が、今までの日本では考えられなかつたことなんです。これは。

もう一つ、裁判所なんです。これが私は何か問題があるんじゃないかと思ひます。聞いてびっくりしちゃうんですが、裁判所は今回の発明について、その対価を六百四億円で認定したんですよ。さつき二百億円で常識外と申し上げたんですが、この三倍ですよ。びっくりしましたね。売り上げの半分ですよ。これは、会社はつねに、逆を言うと、これは払えませんかといふような、そういう逆説も成り立つんですよ。

今、日本の会社で六百億円以上の利益を上げている会社は全部の法人を入れてどのくらいあるかといふことを、答えなくてもいいんですが、少ないと思ひます。

だから、裁判所というのは世間の一般常識があるのかと思ふんです。財務金融委員会といういろいろな問題をやつたんですけれども、どうもわからない。これは、何かこの問題というのは、裁判制度に対する不信感も与えたような気がするんです。だから、最近の裁判はおかしな判決が多過ぎるなと思ひまして、裁判官というのは、頭はいいんでしょけれども、社会常識とか現場とかがわからないんじゃないか。そういう人が、今回の法案でも最後は裁判で決めるんですよ。私、国会に来て、おかしいなといふうなことを日ごとと思つて、この件でも特にそれを感じたんです。

今これは、裁判、控訴中ですから、何が正しくて何が悪いという、断定的に言うことはできないですけれども、何か私は、今、私たち日本人の先輩たちが築き上げてきたよき価値観や伝統が崩壊しているな、日本が壊れてきているなという面も私は少し感じました。何か国民と全く離れているところで行われてきている。

そこで、まず、長くなりましたけれども、一般的に会社が与える社員の発明対価はどれくらいなのか、それと、職務発明の対価をめぐる訴訟において原告が主張する対価というのは一般的にどの

くらいなのか、お答えください。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

裁判につきましては、現在九件、私どもも把握しておるのは、九件係属中でございます。

その原告側の提訴額は、数千円から数億円、今先生がおっしゃいました青色発光ダイオード事件では二百億円、味の素事件では二十億円、日立製作所事件で十億円、オリンパス事件で二億円等々となっております。そして、昨日高裁で判決がございました日立事件の提訴額は約九千万円でございます。一方、それほど大きくないものもありまして、四千万円とか四百万円とかいうものもございます。

一方、企業でございますけれども、会社によりましてそれぞれ発明規程が違っております。基本的には、出願をしたときに幾ら払う、それから登録特許になったときに幾ら払うということがベイスにございまして、アンケート調査によりますと、出願の段階で九千円、それから特許になりますと、平均でございますが、二万三千円、そして今度は実績補償というのがありまして、その後利益が出てまいりますと、その利益に応じて企業が発明者に対して支払うというのが通例でございます。

ただ、実績補償につきましては、業種ごと、それから企業ごとに随分違いがございまして、そして、企業の戦略それから社風、その他いろいろな要素がございまして、企業によってそれぞればらつきがございまして。

非常にラフに申し上げますと、非常に研究開発リスクが高いところ、要するに、一つの発明をするのに大変研究費がかかるようなところというのはリスクが高い、例えば製薬業界でございますけれども、これは、もし、もうかった場合でもライセンス収入の〇・一％から一％程度の補償金を払うというのが今のやり方でございます。一方、それほど一つの発明にリスクがかかっていないといえますか、お金がかかっていないような自動車とか電機でいいますと、ライセンス収入の一％から一〇％ぐらい払っているケースもございまして。

以上でございます。

○中津川委員 今聞きまして、みんなそれぞればらばらというところで、業種によっても違うし、会社の規模によっても違うというところで、だから、この法律ができてどの程度実効性が上がるのかな。一步、二歩前進ですよ。一步、二歩前進だけれども、最後の決定は裁判でやるということで、裁判官が、大学を出て、実社会で現場を知らない人たちですから、そういうので、その人たちが最後を決めてしまうというところに、本当にそういうルールというものができるのかどうかというようにのを、率直な、私、今疑問を持っているんですが、お答えにならないで結構でございます。

そこで、附則第二条、もう一つ、確認しながら私見を述べさせてもらいたいと思うんですが、改正法は、施行後の特許を受ける権利または特許権の承継等に係る対価について適用されるというふうに規定されている。施行前の特許を受ける権利などの承継の対価については、今後二十年間、今の法律が適用されるんですね。だから、今施行しても、現在の特許については適用されないというわけですね。

新しく特許申請が行われた場合は新法の対象となるんですが、問題が表面化してくるのは特許が実業界で大いに活用されてきたからということで、十年以上、通常かかるのかなという話もあるんですが、これでは、せっかく改正しても、実際にその効果を発揮するのが十年後、しかも、旧法の縛りのかかった案件が今後二十年残るという結果になってしまうということで、私は、この改正が早期に本当に実効あらしめるためには、例えば、当事者間の合意があるということであれば、現行法の案件であっても新法の枠組みで対応できるような方策を検討してもいいんじゃないかなと思っただんですが、経済産業省のお考えをお聞きます。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

改正法を改正法前の案件に直接及ぼすということとは、やはり難しいというふうに思います。

ただ、きょうの御議論のように、立法院、それ

から行政府もそうでございますが、強いメッセージとして、やはりこの問題を新しいルールに基づいて対応していく、それは、発明者と企業との間の徹底した議論の中でルールをつくって、それを尊重していく、そのルールができた場合は裁判所はそれを尊重するというのが今回の法律の仕組みでございますので、その意味で、この立法過程におきます強いメッセージが出ますと、既存の案件の裁判にもそれが参酌されるということを私どもは期待しているところでございます。

また、これは、先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、最終的には裁判所の判断になりますけれども、例えば、きのう特許になったような案件というのは、確かに、先生おっしゃるように、二十年近く権利が続くわけでございます。その間、幾ら実際に利益が上がるかわからないわけでございます。しかし、そのものについて、これまで観念的に発生している権利について、今度の新しいルールに従って支払いを受けますという個別の契約をもし結びますと、それは、それを裁判所が無効にするかどうか、私どもは、それは有効になるんじゃないかという期待をしているところでございます。

○中津川委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○根本委員長 次に、辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でございます。

私は、今回の特許審査迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案のうち、これは、特許審査の迅速化を図るとともに、職務発明の対価に係る規定を整備するものであるというふうに提案理由の説明にあります。特許審査の迅速化という点に絞って伺いたいというふうに思います。

まず、この特許審査の迅速化ということには、前の国会においても議論がなされ、これは継続的な課題であったというふうに思います。知的財産権の重要性、プロパテント政策をきちんと展開し

ていくに当たって、すぐれた発明を事業化することによって経済を活性化させていく、このことが日本にとって非常に必要であるという観点で、特許審査がやはり迅速になされないと活用できる発明も活用できなくなる、このようなことが問題なわけでありまして。

数年にわたってなお特許審査の迅速化の必要性を掲げなければならないその現状について、大臣としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○中川国務大臣 先ほどもお話ありましたように、技術立国としてこれから日本はやっていかなくてはならないという中で、特許出願をめぐるところというのは、もう委員も御承知かと思っておりますけれども、年間四十万件から五十万件あつて、しかも平均、その決着がつくまで二十六カ月という状況、しかも、これが、ますます技術競争、開発競争が進んでいって、このままいくと八十万件、四十七、八カ月ですか、もう四年ぐらいたたないと決着がつかないということになりますと、これだけスピードと情報化の中で、しかも技術立国、知財立国として生きていくというときに、大変な国益あるいはまたその開発者にとって不利益が生じるということになりますので、マクロ的に見れば国家的損失、あるいはまた、特許を出願する方あるいは企業その他にとっても大変な不利益が生ずるということ、緊急的に、十六年度予算におきまして、例の任期つきの審査官を、五年間で大体五百人を要望ということで、今回、百人弱認められましたけれども、喫緊の課題だというふうに認識をしております。

○辻委員 特許審査の迅速化について前国会でも議論がなされ、しかるべき措置が一部講じられていた。今国会においても提案がある。しかし、これだけで本当に十全に特許審査の迅速化が図れるかどうか。これは当然、担当者の方、各部署、努力されるわけでありまして、本当にそれで事足りるかわからない。つまり、継続的にこの問題を問題意識を持ってきちんとやっていかなければいけない。それは、知財立国という以上は非常

に重大な問題である、このように考えます。

中川大臣もそのような趣旨で今御答弁いただいたと思うんですが、まず特許審査の現状について、客観的な現状、こういう事態が起こっていて、これを何とかしなければという問題が生じるんだ、その現状についてどのように認識されているのか、これについて御説明いただきたいと思いをします。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

現状におきまして、審査の順番待ち件数、いわゆる滞貨でございますけれども、五十万件を超えております。そして、審査順番待ち期間は二十六月月になってございます。平成十三年に、審査請求期間を七年から三年に短縮いたしました。これはこれでまた理由があつて、なるべく早く決着をするという理由でございますけれども、これによりまして、その重なり部分がございますので、今後、この未処理、審査順番待ち案件が約八十万件に達する可能性があるということでございます。今大臣からお話がありましたように、そのまま放置しますと、順番待ち期間、現在二十六カ月が四十五カ月ぐらいになってしまふ可能性がございます。

一方、諸外国と比較というのはよろしいかどうかでございますけれども、アメリカは現在十八カ月ぐらい、そして、物すごい勢いでこれを巻き返して、少なくとも十四カ月台にしたいということで今の政府は取り組んでおられます。非常に日本とよく似た、アウトソーシングを考えたり料金を考えたりして、この取り組みを進めているところでございます。

ヨーロッパは二十三月月要してありますが、実は、出願から十八カ月後に審査報告書というのをつくります。最終審査ではないんですけれども、出願から十八カ月後にその調査レポートを出しますので、大体それで特許になるかならないか見るといふことでございます。その意味では、十八カ月がヨーロッパにおける審査の一段階というふうに考えますと、日本は二十六カ月、それが残念なが

ら今おくれつつあるということでございますので、今般、この法律も含めてお願いをしているところでございます。

○辻委員 前国会以降、審査体制の整備ということで、審査官の増員とか審査請求料の値上げとか、政策を行つておられますが、問題は、まず中長期的に見て、審査請求の件数と審査請求の処理件数が均衡を保つような状態にしなければいけない。それから、今おっしゃつたような、五十万件がいわばたまつていゝ、滞貨となつていゝ、これについて処理をしていかなければいけない。そのために、前国会以降の手だてではなかなかまだ不十分であるという理解であらうと思ひますが、それを具体的に、どれぐらいのめどで、どういふふうにしていこうというふうにお考えになつて、どういふ方策を今検討されているのか、その点について伺はせていただきたいと思ひます。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

前国会では、審査請求料につきましてこれを値上げし、特許料についてそれを下げるということ、審査請求の段階で少し考へてもらつて、いいものを審査請求してもらつて、登録になりますと全体が割引になるわけでございますけれども、そういう意味で、審査請求料を約倍にさせていたいたわけでございます。

これによりまして、先生がおっしゃつた審査のイン、審査請求の方でございますインとアウト、私どもが審査をするものでございますが、それとがにおむねバランスがとれてきた。ただ、今ございます五十万件の案件と、それから、これから生まれてくるかもしれない三十万件、八十万件について、これを何とか処理をしなさいいけないということでございます。

そのために、今般、今大臣からお話がありましたように、任期つき審査官ということで、国会で、定員が非常に難しい状況の中で御支援をちょうだいしまして任期つきの審査官をふやさせていたいたということ、それから、今般の法律でも、調査機関の拡大、サーチ機関の拡大、それから実用

新案制度の魅力の向上等々、できるものはすべてやつて対応していきたいというのが私どもの考え方でございます。

それから、特許の場合はなかなか、一たん未処理案件、審査待ち案件がたまりますと、これを片づけて済ませていく、処理期間を短くするというのは大変時間がかかるわけでございます。私ども、先生がおっしゃつたように、継続的な志でやらなきゃならないというふうに思ひますが、その具体的な、最終的なゴールは審査待ち期間ゼロでございますが、それまでになるべく早くいわゆるアメリカ並み、国際的に一番速いレベルにする、そういうことを努力しますが、やはりこれは十年計画という大きな息の長い計画になりますので、こういうものは目標を明確にして対応していかなきゃならないというふうに思つております。

○辻委員 今回の提案理由等々を見たところ、概略五点について方策を提言されているように思ひます。

一つは、任期つき審査官の採用を大量に行う、五年間で五百名ということを考えておられるようであります。また、審査支援体制の整備ということ、従来技術調査について外注をしているようでありましたが、それに民間を参入させる。そしてまた、審査請求時の従来技術調査にインセンティブを与えて、むしろ出願側に従来技術の調査をやらせて、その分の特許出願料を割り引くというようなインセンティブを与えることを提案されている。そしてまた、実用新案権の魅力向上ということをおっしゃつていゝ。それから、独立法人工業所有権総合情報館の機能強化ということで、人材育成、情報提供サービスということを考えておられるというふうに一応提言等は読めるわけなんですけれども、これらが本当に有効に活用されることになるのかという点について、少しお伺ひしてみたいというふうに思ひます。

まず、任期つき審査官ということなんですけれども、確かに、毎年百人ずつ、五年間で五百人というところでありますが、これは大臣の側でも、五

年間、五百人ふやしていくということで方針は確定しているものなんでしょうか。

○中川国務大臣 ですから、我々としては、ほうつておけば八十万件、四年近くになるという待ち時間を何とかして挽回したいということの一つの方策として、任期つき審査官を五年で一応五百人というところで、去年の予算折衝の中で九十八人を認めていただきました。引き続き、五百人ということに任期つきでやつていきたいというふうには思つております。

○辻委員 そのように提言されている以上、大臣がもしかわられても、不退転の決意で経済産業省としてはこの点を実現していつていただきたいと思ひます。

任期つき審査官といったときに、これは長官に伺いたいんですが、どのような人材が集まり、質がきちつと確保できるのか、そして、五年間で五百人集まつたらその後どうするんだ、これは一時しのぎにすぎないのではないのか、このようなことも考へるんですが、これらの点についてはいかがですか。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

今大臣からお話ししましたように、予算で九十八名の任期つき審査官をちょうだいいたしました。そして、五月一日に正式採用になるわけでございます。予算が通りましたので。

それまで募集をしておりまして、九十八名に対して、一千名を超す応募がございました。多くの方はボスドクの方で、例えば、博士号を持つていゝる方が二十四人、それから第一線の研究者とか弁理士さんとか、企業の研究部門の出身者などで、この世界でかなり経験のあられる方が受験をしていただきました。それで、相当厳しい筆記試験と面接を何度も繰り返しまして、千名の方を九十八名に絞り込んでおります。大変立派な人が入つてこられるというふうには思つております。

また、特許庁審査官としても、外で経験をされた方が相当な数で入つてこられますので、非常に刺激を受けるというふうには思つております。

一方、最終的に五百名を目標にして、審査待ち時間ゼロを目標にして頑張りたいと思いますが、一応、審査官を七年いたしますと弁理士資格というものが得られます。したがって、任期つき審査官をやっていた方々は一つの資格を得て出ていかれることになると思いますし、日本は今、大変知財人材が必要とされておりますので、この人たちが、弁理士さんになられるかもしれないし、また会社に入られる、研究所に雇われる、そしていろいろな知的財産についての経験を生かして活躍していただけるのではないかと、いうふう

に思っております。

○辻委員 審査官の質の確保なり研修の問題をどうするかということは、やはり課題としてあるのかなというふうに思います。

弁理士会の方に聞いたところでは、審査官、大変なこともあるだろうけれども、結構、従来技術調査の方に委託して、それを調査官が十分に検討しないで、ある意味では、それをそのまま右から左に報告として出願者の方に出してくるというふうな例も、例外的なものかもしれませんけれども、あるというふうなことも聞いておりますので、やはり審査官の質の確保、研修、これはある意味では、人的に弁理士とも一元化して物事を考えていくような方向性も必要なのではないかなというふうに思っております。

次に、従来技術調査ということで、従来IPC Cに外注していたわけですが、IPC C以外に外注先を拡充するということが、愛知地域とか大阪地域とか、または有機化合物の専門だという、特定の分野、特定の地域の外注先にも拡充するということが計画されておられるようでありますが、まず、調査ノウハウの蓄積というのはいくらあるところにあるのか。そして、そのような外注先は、いわば独立行政法人として特許庁のしがらみに侵されているようなところであって、困るんですが、その辺の透明性、中立性についてはどうなのか。その二点について、いかがですか。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今、前国会でも大変議論がございまして、特許庁が行っておりますサーチの外注につきまして、アウトソーシングにつきまして、一つ、今IPC Cというのがございまして、先生おっしゃったように、そこだけではないのではないかと、もつとそれを拡大すべきではないか、これから民間活力を使うべきではないかということでございまして、私も、今度の法律改正では登録制ということで、裾野を広げるということでございまして、おっしゃいましたように、近畿それから中部で具体的な機運がございまして、もしそういうところで動きがありましたらぜひとも応援をしていきたいと思っております。今後、任期つき審査官がふえてまいりますと、その事前サーチもお願いをしたいと思っておりますので、そういうところで可能性があれば私も大変期待するところでございまして。

また、そのための、サーチを外注する先の人たちでございまして、やはり相当な能力がないと特許庁の審査を左右することになりますので、それにつきましては、私も具体的に研修をしまして、間違いないというサーチ能力があるということになりました。その人たちにお願いをします、こういうことを考えてございまして。

従来も相当、その意味では、一対一といえますか、特許庁の審査官の本当のニーズに合うぐらいのきちつとしたサーチができるような人達を育成してきたということでございます。

○辻委員 その外注先は、これは純粹の民間会社ということですか。特許庁の審査官の方が構成員として結構いらっしゃるかと、そういうことなんではないですか。その点はいかがでしょう。

○今井政府参考人 これまでの法律では、公益法人という要件をかねておりました。それを今般取り外しまして、民間企業、株式会社も参入することができるといたしました。

ただ、その場合に、審査能力、サーチ能力というのが必要でございますので、そのサーチ能力を

備えた会社につきましては、これは民間会社、株式会社でも結構でございますが、そういう能力のあるところは登録してもらって、そこを特許庁が使わせてもらうということでございまして。

○辻委員 特許庁が外注することもあるだろうし、これは次にお伺いしますが、出願者の側がインセンティブを与えられて、そういうところで従来技術の調査をすることもありますが、特許庁とは、例えば外注する先が審査官の卒業生ばかりであると、非常に独立性というか第三者性というところが、出願者の側からすればやはり不透明になるわけですから、その辺については十分配慮され、資格を付与するに当たってはやはりその点はチェックする、そういう仕組みになっているんでしょうか。この点はいかがですか。

○今井政府参考人 審査の外注先でございますけれども、やはりこれは、天下りとかそういうことではなくて、審査をする場合にどういうサーチの内容であればいいのか、どの程度の深さが必要なのか、どの程度まで絞っていただいたらいいいのかというふうなことになる、審査官でなければわからないような仕事に相当いたします。したがって、特許庁のOBの方が、その、今でございますとIPC Cというところにおられることは事実でございます。これが、具体的に、この人たちも一緒にサーチをしたり、それから企業から来ておられる方などの人材を育成していることでございまして。

また、今後、新しい企業ができた場合には、今IPC Cというものがございまして、そこで大分人材が育つてきておりますから、その人たちがまたそこに行つて活躍してもらってもよろしいかと、思います。特許庁としては最大限アウトソーシング先を育成するという形で協力をしていきたいというふうに思っておりますが、それはひとえに審査の質を高める、サーチの内容を高めるというところで私どもはやっていくつもりでございます。

それは、従来から国会のこの場でも随分御議論

をいただきましたが、私どもは、その点で、いかに審査を促進させるのかという観点から対応しているというふうな考えでいただければありがたいと思っております。

○辻委員 適正な運用で、きちつとした組織として育つことを期待したいというふうに思います。次に、従来技術調査にインセンティブを付与するということをお考えになっておられるようですが、具体的には、どのような手順で、どういう効果を期待して、どういうことを提言されようとしているんでしょうか。

○迎政府参考人 今先生がおっしゃった、従来技術調査にインセンティブを付与というのは、ただいま御議論がございましたように、特許庁が従来技術調査を外注するという形で今まで審査の効率化を図ってきたわけでございますけれども、そうした従来技術調査を有効に実証することができると、審査請求をする前にこの機関に従来技術の調査をしてもらうというふうな、頼みたいというふうな方も出てくるわけでございます。

その結果を審査請求の際につけていただければ、特許庁といたしましては、それがきちつとしたレポートであれば、改めて審査の段階で自分たちで発注をするということが必要なくなるわけでございますので、それに見合ったような費用というのを審査請求料から差引くというふうなことが可能ではないかというふうに思っております。

それから、さらにもう一つそれには効果を期待しておるわけでございますが、実際、出願者の方が、審査請求をする前にそういった従来技術の調査をみずから発注してその結果を手にするということになりましたら、その結果を見て、従来技術びたりのものがあるようなものについては、その審査請求を控えようとかいうふうなインセンティブも働いてくるわけでございます。その場合は、レポートをつけた場合のインセンティブのみならず、そもそも審査請求をやめればもととすべ

費用が必要なくなるわけでございますので、そうした効果も、言うなれば、審査請求がよいものに集中をされるというふうな効果も期待しておるわけでございます。

○辻委員 年間の出願件数がたしか四十万件ぐらいたというふうに承っておるんですが、審査請求をする割合というのは、七年が三年に短縮された以降、割合は高まっているということなんですか。今のお話は、審査請求する場合のインセンティブとして有効性云々という話ですから、審査請求する割合、件数がどのような件数なのかによってやはりその辺の評価も影響を受けてくるのかなと思いますので、その点、いかがですか。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

目下のところ、審査請求制度が変更して後も、審査請求率は、平成十五年が五四％、その前、五四％、その前、平成十三年が五三％でございますから、おおむね新しい制度になっても同じような率で審査請求がされるというふうに、目下のところはそういうデータが出ております。

○辻委員 では次に、四番目に、実用新案制度の魅力を向上させるんだ、このことによって特許出願審査請求滞貨一掃につながるんだという、その辺の具体的な根拠と見通しということについて教えてください。また、いかがでございますか。

○今井政府参考人 実用新案制度につきましては、平成五年に制度を変えて、ライフサイクルが短い技術ということで早期の権利保護を図るということで、無審査制度にしました。その結果、直ちに登録されて権利化されるわけでございますが、そのときに、権利期間を従来の十年から六年にいたしたわけでございます。

その結果といえますか、従来、それまでに実用新案出願が年間八万件ほどございましたが、現在は八千件ほどに下がってきておるわけでございます。その間、特許出願は三十五万件から四十二万件にふえておりまして、これが九々全部向こうに行つたという検証はしておりませんけれども、無審査の結果、むしろ特許出願の方に移つ

てしまつたのではないかとございいます。

それをもう一度、無審査制度の特徴を生かしながら、一方で、やはり模倣品対策等を考えますと、無審査で早く権利化するというのも一つ大事なポイントでございます。そして、そういうことを視野に入れますと、権利期間を六年から十年に延長するというところでこの実用新案の魅力を回復するということを考えております。

それによりまして、従来特許出願に移つてしまつていたものが、また実用新案に戻つて、本来の実用新案の保護を受けられるようになるというのを私どもは期待しているわけでございます。

○辻委員 私も弁理士の登録もしております、実用新案の出願についての相談も受けたらして、連名で出願をしたりしたこともありまして、でも、実用新案制度の存続期間を六年を十年にしたからといって、魅力が何か回復するといふふうにも思えないんですよ。今おっしゃつた八万件が八千件に減つた、それに因果関係というか即応関係はわからないですけれども、特許出願の件数が三十五万件が四十二万件にふえた。

だから、要するに滞貨を一掃するためにどうしようにするのかということに、毎年毎年四十万の出願があつて、審査請求が二十万件強だとして、滞貨が五十万件ある。それを削っていくためには、審査をする能力は年間何万件といふふうに考えるのか、そして審査請求の件数をどれだけ減らすのか、処理能力をどれだけ高めるのか、これのバランスの問題だと思ふんですが、審査請求の件数を減らすために実用新案の魅力を向上させるんだ、そういう脈絡になっておりますけれども、実用新案の魅力が六年を十年にしたからというので回復して、今の八千件がまた五万件、六万件に上がるというふうには到底思えないんですけれども、この点はどういうふうに見通しを立てておられるんでしょうか。

○迎政府参考人 実用新案の魅力向上につま

ては、期間を六年から十年にするということのみならず、実用新案を出しまして以降三年以内であれば、場合によつてこれは特許にしておいた方がいいといふふうなものであれば、特許出願に出願日を維持したまま変えるといふふうなこと、あるいは、その訂正のやり方についても、従来の許容度を少し広げるといふふうなことで、各種の魅力の向上といふのを考えておるわけでございます。

それから、では、定量的にどういふふうな効果があるのかといふのはなかなか申し上げにくいわけでございます、根本的な改正をやつて八万件が八千件に減つたといふふうなものが、今回の改正でこれが八万件に戻るとかあるいは五万件になるとか、そういうふうなことは、ちょっと確かにそんな大きな効果は見込みがたいんだらうと思ひますけれども、例えば、今の八千件が毎年一万件ふえるといふふうなことになりますれば、十年間でその十万件が特許から実用新案に移るといふふうなことになりますれば、これはその審査の負担あるいは審査の迅速化という意味では大変大きな効果を生むといふふうなことであらうと思つております。

○辻委員 特許審査迅速化のため、まず審査請求の件数と処理件数を均衡を持つようにする。先ほどの御答弁等では、特許の出願料を減額したことによつて、ある程度それは均衡するまでに至つてゐるんだというお話がありました。そうすると、毎年毎年の均衡は一応成り立っている。では、五十万の滞貨を例えば五年間でどのように減らしていくのか。結局、細かなことはそれはやってみなきゃわからないといふことではあります。が、やはり、ある程度数量的に、何とかいきそうだなという大枠の計画を立てておられるんじゃないかなといふふうには思ふんです。

そうすると、五年間で五十万の滞貨をなくしていくといつたら、一年間に十万件なくなるわけだから、二十万件の今の審査請求を、例えば五万件減らせれば、そして処理能力を五万件上げれば、それだけ、滞貨の十万件を毎年毎年処理できるわ

けであるから、そういう意味で、五年後には滞貨一掃できるんだ、そのようなお考えなのかなと一応想像するんです。

それは、必ずしもそのとおりにならないだろうといふふうには思ひますけれども、今、順番に伺つてきました、任期つき審査官の増員によつて処理能力がどれだけ高まるのか。一方の、従来技術の調査、外注先の拡充が、その入りと出においてどのような意味を持つて、どのような効果を持つのか。従来技術調査のインセンティブを付与することによつて、審査請求がどのように減り、また審査官の処理能力のアップにつながるのか。そして、実用新案の魅力を向上することによつて審査請求の件数がどれぐら減るんだらうかと、ある程度、やはり概括的な見通しなりを持つておられて今回提案されているのかというふうには思ひますので、概略で結構ですから、その辺について見解を教えてください。

○今井政府参考人 なかなか予測が難しい世界でございます。それから、一度未処理案件がふえますと、なかなかこれを処理するのは大変なことでございます。

あらあら申し上げますと、私どもとしては、先ほど大臣からお話ありましたように、五百人の任期つき審査官、これは今まで特許庁としてはできなかったことでございます。こういうものがもし達成できることになりましたと、それで、先ほど八十万件といふことを申し上げましたが、非常にあらあら申し上げまして、五十万とか六十万件の処理を新しい任期つき審査官がこなす。それから、残りの……(辻委員「一年間で」と呼ぶ)いやいや、これから十年間の任期つき、これは非常に息の長い話でございます、通常のように一年、二年で決着することではないものでございまして、任期つき審査官といふのは十年間働いてもらつて、巨大な山でございまして、これを崩していくといふことになります。

そういったしますと、八十万件ぐら私どもたまつてしまふというわけで、そのうち、任期つき

審査官に期待するのが五十万とか六十万件のオーダーで期待をしております。残りの二十万件、三十万件というのは、きょう御議論していただいたもの、いろいろな施策を合わせわざでやっていたいということ。

それから、個々の企業に対しても、前国会でも随分議論がございましたけれども、戻し拒絶について、特許庁の審査官がこれはこういう理由でだめですという通知をした場合に何の応答もない、要するに、そのままもうおしまいになつてしまふ。それは非常にむだではないか、ある意味で審査のむだになつてしまいますので、それが二四%ぐらいございます。それを例えば大企業、大きな企業には精選をしてもらつて、そういうような戻し拒絶になるようなものは審査請求しないでらつて、我々の負担を減らしてもらつてということにいたしまして、今の残りのものを何とか処理を進めていって、それでも、十年計画であります十年の任期つき審査官を必要とするわけでございますので、息の長い仕事でございますが、何しろ、一刻も早く、最終的には待ち時間ゼロというゴールを目指してやっていくということでございます。

○辻委員 特許審査の迅速化という、特許庁の体制を中心は今までちよつとお伺いしてきましたけれども、やはり一方で、特許を扱って、具体的にセレクトして出願される弁理士なり弁理士の役割ということも、この点においてもやはり重要なんじゃないかなというふうに私は思うわけです。従来技術調査でインセンティブを付与するというのは、まさにそのような審査請求をされる弁理士の側がそれなりの見識とさちつとした資質を持つていなければ、そのインセンティブをインセンティブとしてきちつと受けて行動するということとはなかなか難しいわけでありまふ。

そういう意味では、むだな審査を抑制し、適切な審査請求、また出願においても適切な出願をできるように、やはり弁理士の質を高めるといふことは、この問題に非常につながってくる重要な問題ではないかというふうに私は思います。

そういう意味において、知的財産専門職大学院というような問題があると思いますが、これについて、特許庁としても注目し、支援するという必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○迎政府参考人 まさに、特許の迅速化を図っていく上におきまして、出願手続に携わる、代理をする弁理士というの重要な位置づけを占めているというふうに考えております。

したがって、まさにこの方々の資質といひますか、実力が向上するということが非常に重要であると思つておりますし、それによつて、むだな出願はしないとか、あるいは、その出願をするものについても、適切な出願があつて審査がスムーズにいくというふうなことが求められているんだと思ひます。

この点につきましては、今、大学院というふうなお話もありましたけれども、そういったものにも幾つか動きがあるというふうに聞いておりますし、またそれから、私ども、従来、私どもの研修所におきまして、庁内の人間とそれから弁理士の方と一緒に研修を受けるというふうなこともいたしておるわけございまして、こういったことも今後やっていくということで、人材の育成という点についてはいろいろ取り組んでまいりたいと思つております。

○辻委員 知的財産専門職大学院の創設に限らず、弁理士会に協力、支援するということは、やはり特許庁としてもきちつと姿勢として打ち出したいだきたい、このように思ひます。

それから、今答弁で出ましたけれども、審査官の研修については、これは弁理士研修とやはり共同で研修するというようなこともっと具体的に実践されていいんじゃないかと思ひますが、この点はいかがでしょう。

○今井政府参考人 これまでも、それほど数は多くありませんが、そういう機会を持っております。今度、今回の法律でお願いしておりますが、情報館を情報・研修館ということにいたしました。

人材育成機能というのを強化したいというふうにして、思つておりました、新しく拡大します独立行政法人の役割の一つとして、そういう特許庁の中向きの研修だけではなくて、外に向かった人材育成ということについても心をを用いていきたいと思つていまして、その意味で、先生おっしゃつたように、一体となつていろいろな研修に参加していただく。その場合、実費をちよくだいするしないというのとはまたあると思ひますけれども、そういうことは考えていきたいというふうにして思つております。

○辻委員 冒頭で大臣にも確認させていただきました。特許審査の迅速化というのは、前国会でもそうだし、今国会でも議論されてゐる。これは、やはり日本を知財立国にしていくなめには非常に重要な、基礎的な問題でありますから、それについて継続的に問題意識を持つて御尽力いただくという御答弁をいただきました。

それを確認させていただいた上で、最後に、今井長官に一言お願いしたいと思ひます。

今井長官と私は、大学時代同級で、忘れましたが、たしかフロムの一自由からの逃走、か何かの読書会をやつたような記憶がありますが、通常、長官は一年間が在任期間だと思ひますが、今回、ある意味で、百人の任期つき審査官について先鞭をつけられたということで、やはりこれを次の長官、そして特許庁の次に次にとつなげていく、そのような姿勢に変わりが無いんだ、断固としてこの道を推し進めていくんだということについて、どのような決意を持っておられるのか、一言いただければと思ひますが、いかがでしょう。

○今井政府参考人 過分のお言葉でございますが、私ども、大臣が先ほど御答弁されましたように、本件は、非常に息の長い、継続した意志が必要で、問題でございますので、体制というよりも、組織の最大の目的として特許庁としては取り組んでまいります。

それから、それが全体、経産省の大きな政策として今位置づけられておりますし、この後はまた、大臣は新創造戦略というのをとおつくりになりました、その中でも位置づけたいと思ひますので、その意味では、この特許の迅速化というのきちつとした政策体系として行くのではないかと

いうふうにして思つております。

○辻委員 終わります。ありがとうございました。

○根本委員長 次は、樽井良和君。

○樽井委員 民主党の樽井良和です。けさ方より同僚議員からいろいろ指摘があつたと思うんですが、年金の支払いに關してはプライバシーだからというふうな発言もありましたけれども、議員というのは、そもそも、国民一人一人を株主として選ばれた一つの株式会社みたいなものであります。そういったことにおいては資産公開等もきちんとしてやっておりますので、年金の方を払つたかどうか、これぐらいのことはきちんとして国民に説明する義務があると思ひ思つております。

まして、大臣が二十一年忘れたというふうなことであります、うっかり八兵衛じゃないんですから、二十一年忘れていたというふうな発言をしますと、国民の方は、だったら私たちも払わないよというふうな、そういうことを言われかねない、そういった立場にいらんだということ、こういったことを強く認識して、今後とも、きちんとしていくものを重く感じ取つて、きちんと身なりを正してから行政をしていただきたい、こういうことを強く要望したいと思ひます。

そして、きょうちよつと時間が思つていたより短くなつておりますので、あらかじめ言つております質問よりちよつと削りました、あるいは順序を前後いたしますけれども、きょうは、特許法第三十五条の改正案について主に質問させていただきます。

まず、ちよつと冒頭、順序が変わりますけれども、青色発光ダイオードの判決、これが出ました。これについての感想を、大臣、お聞かせください。○中川国務大臣 先ほど中津川委員からお話がありました、これは、三権分立、議院内閣制のも

とでの司法機関の判断であり、また三審制という制度もあるわけでございます。ただ、中津川委員も御指摘ありましたように、職務発明というのはどういふものなんでしょうかというところが、国民の間でも、またもちろん関係者の皆さんの間でも非常に議論を呼び起こした、私自身も、この法案の勉強前のことでございましてけれども、非常に興味深く今後の成り行きを見守っているということでございます。

○榊井委員 二百億円という本当にすごい額が払われるようになるという、ああいう判決が出て、かなり研究員、そしていろいろな企業もびびくりした、あるいは衝撃的であつたと思います。

これも、そういった事実を踏まえて、今度の改正案を出される上にも参考になつてきていますんだ、あるいは、こういった改正案をする必要をそういったところからも感じ取っている方がたくさんいらっしゃると思うんですが、この改正案を出すに当たつての過程なんです、この改正案を出すに当たつて参考にしてあるであろう産業構造審議会知財政策部会特許制度小委員会、この委員の名簿をちょっと見ますと、研究者の立場、研究者の代表というものが極端に少ないわけでありまして、研究者の意見が企業あるいは官僚が封じ込めながらこの法案をつくっているような気がしてなりません。

実際、研究者のアンケート結果といういろいろ見比べてみますと、最終的なこの法案の内容と研究者の気持ちというものが全然違つています。この不整合から、研究者の意見をききとつたのかどうかというところ、それと、この改正案の作成過程についてちょっと御説明ください。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。審議会には、研究者ないし労働界から委員に参加をさせていただいておりまして、連合の須賀委員、それから理化学研究所の丸山委員、それから東大先端研の渡部委員に御参加をいただいで、意見をちょうだいしたところでございます。また、この審議会の検討に先立ちまして、過去

十年間の全国の発明表彰受賞者約九十人にアンケートをお願いしました。また、二〇〇〇年の出願から抽出いたしました発明者、これは七千人にアンケート調査をいたしました。有効回答は、全国発明表彰受賞者で五十名、それから発明者で約二千四百名でございます。これをアンケート調査して、審議会の参考に付したわけでございます。また、この改正案が、最終的に審議会が答申をまとめるに当たつて、有力な発明者の御意見もちょうだいをしていただいております。

○榊井委員 アンケートの方はいろいろとられていふようにですけども、要するに、アンケートの結果がこの法案にきちんと反映されなければ、もうとる意味も何もないわけでありまして、そういったところからききとつて、研究者の立場というものもちゃんと考えた法律改正、これをしていかなければならない、そういうふうにして思っておりますが、きちんとその辺はとられておりますでしょうか。

○今井政府参考人 アンケートによりまして、発明の報酬、対価につきましては、今回の法案の一番の骨子は、研究者と企業がきちつと向き合つて相談をして決めていく、その手続をしっかりと見ていこうというのが今回の法案でございますけれども、私どものこのアンケートに際しましては、発明報酬について使用者と従業者が決めていく、自由に合意をして決められるようにすべきだという意見が全体の四〇％近くございます。それから、ある一定の条件、まさに今度法案にしたような合理的な手続をきちつとやる、不合理でないようなきちつとした協議が行われなければならないとか、開示をしなきゃならない、そういう条件があれば当事者間でそういうものを決めていっていいんじゃないかという、条件つき賛成というのが一〇％。

それから、反対という人が一〇％程度おられました、これは逆に、発明者は弱い立場にあるのか、そういうことでございますので、今度私どもが御提案申し上げました法案では、弱い立場とい

うか、このアンケートではそういうことをおっしゃっていますが、それを是正するような手続をいたしておりますので、これもカバーできるかなと。

そうしますと、どちらとも言えないというのが二八％、わからないというのが一〇％ぐらいおられますけれども、おおむね研究者の生の声というのはこういうことであらうかなということ、これを法案に反映させた、審議会でもそれを踏まえて御議論があつたというふうにして思っております。

○榊井委員 その内容なんですけれども、結局、研究者も発明者もこうしたらいいじゃないかということに決まつたというんですが、それは立場がどっちも違うわけですけども、発明者の方は、この法案でより自分たちの発明や努力が評価されるようになると賛成の人は考えているわけですが、そして、企業側で賛成の人は、より発明の訴訟の危険性が少なくなるんだ、こういうふうに出てくるわけでありまして、この相反する立場の人が同じように同意していくという中に、研究者側と企業側と、賛成している人たちがいるのが、同じ文

言の中で何か全く違つたビジョンとかイメージを持つているんじゃないかというふうに思われるわけでありまして。

この法律が例えば通つても、そういう何かあやふやな文章ですので、このようなことでは、まだ今後ともずっとぶつかっていくのではないかと、思ふんですが、その点についてどうお考えですか。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

研究者サイドからいたしますと、これまででは発明報酬、職務発明につきまして、言葉はちよつとあれでございますが、企業が一方的に決めてもいいルールであつたわけでございます。したがいまして、参画することができなかったわけでございまして、参画することによって、そういう手続に参画して自分の意見も述べ、恐らく企業はそれをも十分踏まえて発明規程をつくることになると思ひますので、その意味で、研究者のプライドといひますか納得感といひますか、満足感といひるのは拡

大するということは先生おっしゃるとおりでございます。

一方、企業の方からいたしますと、今のようになつて、先ほど来議論がありますように、何年かたつて裁判になつて、それが昔払つたのが足りなかつたというふうになりますと、非常に安定性が崩れますので、研究にも腰が入らないということになつてしまふわけでございます。今度の法案では、きちつと研究者と向き合つて協議を尽くして、議論を尽くして決めていく、その過程がきちつとつておれば後々それを裁判所が評価することになりますので、それはそれで企業のサイドとしても予見可能性が高まるということでございます。

そこは、先生おっしゃつたように二律背反ではなくて、むしろ両方が、自分の企業のことでもございましてから一生懸命考えてまゐつていくことによつて、それが双方に利益があるというふうには私も思はれて提案させていただいてるわけでございます。

○榊井委員 話し合いでだんだん企業と発明者の方が決めていくということなんですけれども、裁判所が評価する話し合い、そもそもこの法案では、企業と発明者の話し合いの過程を重視すること、これを大事にしてありますが、そんな、話し合いができていない場合ですとこんな訴訟とか起こらないわけでありまして。結局は、そういった話し合いがきちんと今までできていなかったからこそ、こういった争ひ事、いわゆる裁判がたになつてきたわけでありまして。

それで、研究者といふのは社員なんです、もともと、そういった会社の例えば勤務規則、こんなものを一たん読んでからその会社に入つていくのかどうか、こんなところも非常に疑わしいところでありまして、研究者といふのはもともと立場の弱い、従業員の中でもどちらかといへば少数である、こういった立場であります。今後、こういった企業の技術者であるとか研究者、弱い立場でしか人数が少ないですから、百戦錬磨の企業と交渉して、その交渉力あるいは勤務規則に対し

ての対応の仕方というのは、この差は歴然として
いると思うわけでありまされども、この辺につ
いてどういふふうにお考えでしょうか。

○江田大臣政務官 今般の改正案は、企業と研究
者の間に情報や交渉力などの格差があることを踏
まえまして、職務発明の対価を取り決めるに当た
りましては、当事者間の自由な取り決めにすべて
をゆだねるだけではなくて、取り決めたところに
より支払うことが不合理であつてはならないとし
て裁判断にも尊重されてまいります。

具体的には、企業と研究者の間に情報や交渉力などの点で
立場の格差が埋められるように、対価を決定する
ための取り決めを策定するに際しまして協議が行
われたか、対価の算定について研究者の意見が聞
かれたかといった手続面を重視して判断すること
としていくとございします。

私も、私的なところではございしますが、民間研
究機関でバイオ医薬品の研究開発に十九年以上努
めてまいりましたので、特許も九件ほどは持つて
おりますが、これまでは、やはり企業が定めた発
明報酬などの報酬規程によつて対価が支払われて
おりまして、研究者においては意見を言う機会が
少なかつたというのは現状であるかと思ひます。
七十六万人、日本に研究者がいられしやると聞い
ておりますが、ほんの一部の人のしか退職後にこ
うやつて裁判で訴訟を起こすことはできないとい
うのが状況であつたかと思ひます。

しかし、今般のこの改正案によりまされば、従
業者にとつては、みずからの意見を反映する機会
が与えられるということは非常に期待されますの
で、私も実感としてそのように思ひますので、研
究者の満足感は大いに増すものと考えておりま
す。ですから、研究者の立場においても十分配慮
したものである、今般の改正案についてはそう
思つております。

○榊井委員 例えは、規程自体が不合理であるか

どうか、これ自体がまたはつきりしないあやふや
な部分でありまして、そもそも発明であるとか研
究する段階において、一体だれがどれだけ貢献
度があるんだとか、どれほど利益をもたらした
か、これ自体が漠然としたものであり、さらに
は、業種によつても、この場合は会社の力がかな
りのものを占めていられるというものもある
れば、その発明者がかんがりの力を持つていて会社
の方は余りやつていないということもあると思ひ
ます。

「プロジェクトX」なんかを見ておりますと、
会社の方からは隅の方に追いやられた社員とかが
奮起してやる、そういうパターンも多くて、就業
規則、そういうものが全く当てはまらないとい
うケースが多々あるんですが、実際に、じゃ、具
体的にこの法律を適用するという段階になると、
今回の場合、具体的にやらすに事例集ばかりで行
政が進んでいくんですが、例えば、一つの発明。
研究員、プロジェクトリーダーみたいなのを一人
つくつて、それを映画でいうならば映画監督みた
いな位置づけにして、発明がちゃんとできた場合
は企業の利益の何%をそこに譲りますよというき
ちんとした立場を設ける。それで、その監督責任
のあるプロジェクトリーダーがその中の社員にそ
れを、山分けすると言つてはなんですけれども、
きちんと配分するのは労働者側がきちんとして決
めるとかといったような具体的なことをしないと、
そもそも会社の方にいたしましても、今の法律で
も今般改正されても余り変わらないと思ひんで
す。

株主なんかにしてもそうだと思うんです。実際
にその会社に投資しておいて、何か画期的な発明
ができました、万歳とは言えないじゃないか、結
局は一体その利益の幾らを研究員が取つていくん
だという、これがはつきりしないと、どれぐら
取つていくんだということがわからないと投資も
できない。
こういうことが投資家あるいは会社の立場とし
てもあるわけですから、具体的にやつていかな

といけないんですが、それを事例集だけで行政が
進めていく、こういうことについてはどういふ
うにお考えでしょうか。

○坂本副大臣 先ほどから話が出ておりますよう
に、今度の法改正では、職務発明の対価は、企業
と研究者との契約、自由な契約を尊重する、こ
うなつていふことが、審議会の議論も、実は、社風
などの諸事情が千差万別だ、したがつて手続を法律
で厳格に定めることは避けるべきだ、こんな意見
が、これも研究者側からも企業側からも出てい
るんですね。そこで、今般の改正案では、法律に厳
格に手続を規定することはしなかつたわけござ
います。

ところが、中小企業など、職務発明制度に関す
る諸手続の準備や社内体制の整備が困難な場合も
あるわけございまして、そういうために、各企
業において具体的な手続を行う際に参考として
いただけるようなものとして、事例集を作成した
というところございします。

○榊井委員 ちよつと事例にもないようなことな
んですが、例えば外国における特許、これがそう
いった事例集にあるのかどうか。

それで、グローバルな企業にとつてはこれは本
当に大事な問題なんですから、これから絶対
こういう問題が起ころうと思ひます。日本の研究
者が外国で発明した場合とか、あるいは外国の研
究者が日本で発明した場合、あるいは日米研究員
が共同で開発した場合、もちろん会社は中国に
あつたりアメリカにあつたりするわけですね。

こういう中々で、例えば、日本の企業がそうい
つた研究を進めていつても、例えばその中に中国人
であるとかアメリカ人であるとかの研究員もい
れば、そういう方々、当然愛国心の旺盛な方がい
れば、コムの的なそういう技術漏れというよう
な意味合いではありませんが、そういう研究し
た成果というものをとつていかれるとか、そう
いったことも十分考へ得ることだと思ひんで
す。が、そういう外国における特許の問題、こうい
つたものについてお考えでしょうか。

○迎政府参考人 特許法三十五条の対価請求権に
つきましては、外国特許によつて得た利益につ
いてはどうかというところにつきましては、今般
の改正案を検討いたしました審議会においても大
変活発な議論を行ったところでございします。た
だ、この点につきましては、現行三十五条が外国特
許による利益については適用されるか否かにつ
いては、判例、学説とも二つに分かれておる状況で
ございまして、仮に我が国の特許法に、外国特許に
基づく対価請求権も認めるというふうな規定を置
いたとしても、それが国際的な法律の何を適用す
るかというふうなときに、日本法が適用される
というふうな保証もないというふうなところござ
いまして、今般は、その点については改正を見送
るという結論を出したわけございします。

ただ、最近の判例におきまして、日立製作所の
東京高裁の二審の判決あるいは味の素事件の東京
地裁の判決、この二つはいずれも、特許法三十五
条の対価についての規律は外国特許による利益に
も及ぶというふうな考え方に沿つた判決を出され
ておるわけございします。

したがひまして、こういった案件、いづれ上告
等されるというふうなことにもなるかと思ひま
すけれども、最高裁判所がどういふふうな判断を
されるか、あるいはこういったラインで判例が定
着していくのか、この辺については今後注視し
てまいりたいと思つております。

○榊井委員 こういつた問題、見送つたとしても、
本当に起つたときにはやはり対処しなければい
けないわけですから、きちんとほかの国ともそ
ういつた意識合わせするなりして、国際的なそ
ういつたルールもつくらなければ、今後、そのグ
ローバルな会社からはどんどんそういう問題が出て
くる。こういつたことにぜひ対処するような基準
あるいは取り決めなどもきちんとしていただ
きたい、そういうことを強く要請しておきたい
と思ひます。

それと、実際、この法改正が起つたとして、
旧法時代、要するに前の法律で通つた特許、これ

でいつまでも訴訟が起こるんだったら、企業の予測可能性はなくなってしまうと思うんですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○今井政府参事 人 お答え申し上げます。

現行法のもとで発生している請求権につきましては、新法を適用するというのは、法理屈的には、法改正をしてもそこまで及ぼすべきことではないと思っておりますので、附則では確認的に、この改正法は新しい特許出願に適用するというふうに書いてございます。

ただ、立法府におかれまして議論、こういう議論が、メッセージが司法にも伝わって、裁判にこの今の改正法の考え方、これはやはり相当な対価そのものではない、新しいルールでございませうけれども、そういう考え方で発明者と企業が合意をした、そういうものが合意されているのかというものを裁判所がしんしゃくしていただく。裁判所にしんしゃくしていただくということは我々は期待するところでございまして、また、先ほどお話し申し上げましたけれども、新しい改正法のルールに従った取り決めに、過去のものについてそれぞれの企業の研究者と企業との間で新たに契約で結び直すということになった場合に、これは先日の参考人で竹田元高裁総括判事がお話をされておりますが、これは裁判所でもそれを尊重することがあり得るんじゃないかということでございまして、そういう手段を企業としてはおとりになるということもあろうかというふうに思います。

○榊井委員 企業、研究者双方とも、本当にこういった問題については深刻な問題でありますので、今後とも、そういったことについての対応をぜひ力を入れてやっていただきたいと思っております。そして、やはりこの国は技術立国という部分が非常に高い、そういうふうには私は認識しております。時間がないので最後の御質問にさせていただきますけれども、これは研究者が、結局、今回の青色発光ダイオードでちよっと夢を見れたと思うんですね。大学で理数系目指そうか、そういった

方が、どんな大きな発明をすれば何か大成するかもしれないという夢が見れたと思うんですが、それを例えればつづいたりすると、どんなとまた理系離れ、最近進んでおりますけれども、これは深刻な問題だと思っております。

私も、実は物理学、化学というのがすくすく得意だったんですけれども、何でもこつちの方に、文系に途中で、高校まで理数系だったのに移ったかといひますと、やはり白衣を着て、まるで地下に潜つたように研究して、余り目立たない。私は目立ちたがり屋ですから政治家の道を選んだわけでありませうけれども、そういった、何かちよっと虐げられたといつたらむしろちや失礼な話ですけれども、一生懸命やっていたのに何か日の目を見ないところにこんな給料少ないんだらうか、そういう思いがあつたりしたら、今後、ちよっと理数系で自分の人生のビジョンを描いていこうというように思ひますが、だんだん日本に少なくなつてくると思うんです。

こういった中で、どんどんと技術立国あるいは未来の技術を開発させるために、やる気のある理数系に進んでくる学生を確保するためにも、またそういった理数系離れに対して、経済産業省としては何か策があるのか、この辺についてお聞かせください。

○中川国務大臣 私は中学に入つたときに、物理と化学がもうとても難しくわからなくて、嫌になつちやうて、仕方がなく文科系に行つて、白衣を着ている研究者というのは物すごくあこがれるわけでございます。

そういう中で、もちろん、先ほどから弱い立場とかいろいろ、それも大きな理由だと思ひますが、やはりきちつと特許が認められて、そしてきちつとした対価があるということは、一つの達成感であり、満足感、それが金銭的に評価されるということだろうと思ひます。

それ以外にも、きつといろいろな満足感、極端なことを言うと、お父さん、お母さんから褒められ

るとか、家族からはよかつたねとか、子供からよかつたねということも、ひよつとしたら、ささやかかつ大きなことかもしれないんですが、この三十五条職務発明というものは、そういうものをきちつと、達成感と同時に、さらに前へ進んでいこうというところにもインセンティブを与えたいと思ひます。そういう意味で、理数系に限らずだと思ひます。もつと一般的な話をして恐縮でございますけれども、自分がやりたいと思つていふことに思ひ存分その能力と意欲が発揮できるような体制、御質問は理数系というお話でございますけれども、特に物づくりあるいは技術立国、知財立国を目指す日本としては、この特許法改正がさらにそういう分野で優秀な人材がすばらしい成果を与えて、そしてまた産業としても発展をしていく、国際競争としても優位に立つていける、国際的な貢献もできるというふうに資すればということで、この特に三十五条あるいはまた迅速化もそうですけれども、この法の改正の趣旨があるということとをぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

○榊井委員 アメリカなんかではバスケットの選手とか、あるいはヨーロッパではF1のドライバーとかでも、何十億ももらつていけるわけでありませう。だから研究員でも当然、スターのようなそういう研究員、こういう研究員が出てくればこそ、よつしや、あれを目指そうと思ふような青少年も出てくると思ひますので、そういった夢のある、ジャパニーズドリーム、こういったものも大事にしたいだけだからということをお願ひしまして、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

○根本委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十分開議

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。江渡聡徳君。

○江渡委員 自由民主党の江渡聡徳でございます。時間の関係もございまして、早速質問に入らせていただきます。思ひますけれども、今回の法改正、私は二つのポイントがあると思ひているわけでございます。

第一点は、現在の企業経営にはスピードが求められていふ時代でありますので、特許審査の迅速化というのは本当に必要でありますし、しかも、審査の質を確保し、適正な審査を行う体制を構築させていかなければいけない、このことが第一点でありまして、そして、第二点目におきましては、職務発明におけます不合理性を排除して、企業と研究者のバランスに配慮することだ、そのように私自身は認識しているところであります。

そこです、審査の迅速化についてお伺ひしたいと思ひます。政府が任期つきの特許審査官の増員を行うということを本法案で打ち出したということは、大いに評価したいと私自身は思つております。

しかし、この迅速で的確な審査体制を構築するということは、私は簡単なことではないと思ひます。今回の施策がある意味単なるかけ声で終わつてしまつたということでは、これは決していい形じゃないと思ひます。やはり継続的に施策に取り組んでいくことが必要である、そう思つております。

ですから、そういう意味合いの中におきまして、政府として、これからいつまでに何をしっかりとやるのか、そういうことの目標というものを国民にきちんと示していただきたい、そして、ある意味、政府がみずから縛つていくんだ、そのぐらいの気概を持つて、態度を持っていたらいい、しっかりとやっていただく必要があるのではないかな、そう思つていふところですが、この法案をいろいろ見ていきました、このような目標

というものがきちんと書かれておりません。審査の迅速化というものを實現する上においては、この辺のところというのは私は非常に大事なところじゃないのかなと思いますので、明確な目標というものを聞かせいただければありがたいなと思っております。

○坂本副大臣 知財立国の実現に向けまして、特許審査の迅速化に政府としては全力を今挙げていくところであります。

特許審査迅速化の目標については、小泉総理が本年一月の施政方針演説において言明したとおり、審査順番待ち期間ゼロを實現することとし、その過程における中期、長期の目標を、知財基本法に基づく知的財産推進計画において明確にしていきたいと考えております。

○江渡委員 今のお答えだけでとちょっと弱いなと思うわけでございますけれども、それでも、今副大臣がきちんと明確に打ち出していくということですので、そのことを信じていこうと思っております。

ただ、この法案あるいは午前中からのいろいろな審議の中におきまして、ある意味、アウトソーシングの拡充もやっていく、民間活力も利用していくというような話をしています。

しかし、企業というのは、特許というものを考えた場合には、できるだけ秘密にしていきたい、余りいろいろなところで情報が漏れるようなことをしてほしくないというのも事実だと思っております。ですからこそ、基本的な部分というところになりますと、やはり国としてしっかりと審査官をふやしていく、この辺のところは私大事の部分もあるのではないかなと思っておりますけれども、その点のことに對していかがお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○坂本副大臣 前国会の附帯決議におきまして御指摘いただいたとおり、特許審査の迅速化を實現するためには、基本は特許庁の審査能力の強化でございます。特に、特許審査官の大幅増員が必要不可欠であると認識いたしております。

特許庁では、約千百名強の特許審査官が現在審査業務に従事しております。また、外部には一千二百名を超える従来技術調査人材が、特許審査に必要な従来技術調査のアウトソーシングを行っております。このアウトソーシングは、我が国の特許審査官が欧米に比べ高い審査効率を維持していく上で必要不可欠であります。

今般、特許庁としては、今後五年間、毎年百名、合計五百名に上る任期つき審査官の増員を図ることを目指しております。本年は九十八名の増員の計上をさせていただいております。

これら任期つき審査官が通常の審査官と同様高い審査効率を維持するためには、アウトソーシングの拡充が必要でございます。今後も、審査官の着実な増員による審査体制の整備及びアウトソーシングの拡充を図ることによって、審査効率のさらなる向上を進めてまいりたいと考えております。

○江渡委員 できるだけその点はしっかりとやっていただきたいと思いますし、また、企業側の論理というか考え方、その思いというものも踏まえながら、審査体制の構築をきちんと進めていただければありがたいなと思っております。

次に、職務発明について伺いたいと思うわけでございますけれども、青色発光ダイオード事件で随分この点が有名になったわけでございまして、また、この職務発明をめぐる訴訟というものがかなり頻発している感があるわけでございいたします。

ただ、この職務発明制度というのは、特許法の中において三十五条というたった一条の条文で規定されている制度なわけでございますけれども、我が国がこれから知財立国あるいは科学技術立国というものをきちんと目指す上においては、私は、やはり大変重要な制度ではないのかな、そのように認識しているわけでございまして、ですからこそ、今般のこの法改正におきましては、本当に慎重な審議というのは尽くさなければいけないというふうにも考えているところでございます。

また、我が国の特許出願の大部分というのは企業からのものでありまして、そして、そのほとんどが職務発明でもあるわけであります。そして、その発明というものを知的財産として活用するということが、ある意味、これからの日本にとって本当に重要だと私は考えております。それゆえに、企業と研究者がしっかりと協力し合えるようにな、そんな環境整備、すなわち、両者のバランスに配慮した職務発明制度の構築ということこそが、これからの日本にとりまして産業競争力強化に向けた大事なことだと考えているところでございます。

そこで、今般の改正案の趣旨について伺いさせていただきます。改正案というものは企業と研究者が協力し合えるような環境を整備することを目的としていると思うわけでございいたしますけれども、企業と研究者の間で十分な意見交換ができるような環境というものがしっかりと整った場合におきまして、両者の意見が反映された契約が結ばれている場合には、この契約内容というものが司法の判断においても尊重されるべきではないかなと私は考えているんですけれども、いかががお考えでしょうか。

○江田大臣政務官 先生御指摘のとおり、今般の改正案は、企業につきましては、対価の予測可能性を増すことによってその経営の安定化を図る。また、研究者におかれましては、自分たちの意見を述べる機会を通じて発明評価に対する満足感を増すように、すなわち、両者のバランスのとれた環境整備を図るものでございます。

具体的には、各企業の置かれた状況とか経営環境、経営戦略、社風については、その企業が一番熟知しているわけでございまして、この企業の経営者と研究者が十分な話し合いを行った結果として契約が成立している場合には、その契約の内容が司法の判断においても尊重されるようにするものでございます。

○江渡委員 今回のこの改正案というものの、研究者と企業のバランスに配慮したというふうな改正

案だと私自身は思っていますし、今のお答えでもそのようなものだなというふうに受け取ったわけでございます。

しかし、特許の権利というのは、出願後二十年間あるわけでございます。また、時効期間というものも考慮すると、さらにその期間を加算した期間、現行法が適用され続けていくということになるわけでございいたします。とするならば、現行法と改正法との異なった法判断基準によって、二重に機能し続けていくという事態を招いてくるわけでございいたします。また、現行法の第三十五条三項、四項というのが強行規定であるということも理由に、下級審の判例は企業にとつて大変厳しいものになつていくというのにも現実なわけでございいたします。

それらの点すべてを勘案した上で、あるいは法の不遡及という原則もあるわけでございいたしますけれども、そのことによって難しいということは十分理解しておりますけれども、やはり今言ったようなダブルスタンダードというのをなくしていくかなさやいけないだろう。それゆえに、過去の発明についての対価に對しても今回の改正案の考え方というのをできるだけ適用するべきじゃないかな、私はそのように考えておりますけれども、いかがはお考えでしょうか。

○江田大臣政務官 現行法、特許法の三十五条三項に規定されております相当の対価の請求権は、研究者が企業にその発明を継承した時点で発生しておりますわけでございいたします。本改正案を既に継承された発明に遡及して適用することによって、この既に発生している対価請求権の権利内容を変更するというのは、先ほどからも、これは困難なことであるわけでございいたします。

しかし、あえて申し上げれば、先生御指摘のとおり、新法で、研究者と企業が協議を尽くして対価を決定するための取り決めが策定された場合には、現行法のもとで既に発生している権利に関する裁判につきましても、その取り決めに至った背景などの諸事情が考慮されることを期待しております。

○江渡委員 この辺の部分というのはどうしても、司法の判断の部分があるわけですから、厳しい部分はあるかもしれませんが、できるだけ、今政務官の方からお話があったような形のものとして集約されていくならば、非常によりよい企業と研究者の関係ができるのじゃないのかな、そう思っているわけでございます。

また、もう一点、新しい改正法の三十五條の四項についてですけれども、特に企業の社員に対しての説明責任を果たすようにというふうに求めているわけですが、しかし、実際の企業運営というのを考えた場合に、私は、すべての発明を対象として、一つ一つ発明の対価について事前に説明するということは難しいんじゃないのかな、そう思っています。

ですから、あらかじめすべての算定について意見を聞いていなくても、まず、企業が算定した額をしっかりと支払っておきまして、そして、これに異議がある場合、きちんと研究者の意見を言えるというふうな、そういう仕組みをきちんと整えておく。そうやって実質的に研究者が意見を言えるような状況があれば許容されるんじゃないかな、あるいは、具体的にどうやって研究者の意見を聞くかとか、その辺のところはもう少し各企業の事情を勘案すべきではないのかなと私自身は思っていますけれども、いかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

個々の対価の算定につきまして研究者の意見を聞くという最適な手続につきましては、やはり業界ごと、企業ごとと異なっているものと思えます。大企業の場合は、九千人とか一万人とか研究者がおられますので、このそれぞれについて、多数の発明について、一つ一つ対価を事前に相談をして決めていくということはできないと思いますので、例えば、毎年毎年の支払いについては、まず計算式をつけた上で払っておいて、それに対して異議があるような場合には、社内のみちとした手続で、不服申し立てと申しますか、そういうよ

うな形で異議を申し出てもらって、それに誠実に対応するような仕組みをつくる、こういうことであれば今回の物の考え方に沿うものであるというふうに思っております。

○江渡委員 ありがとうございます。

最後にですけれども、政府としてこれにどのように取り組まれるのかなということをお聞かせいただきたんですけれども、私は、知的財産立国を進めていこうとした場合に、やはり基本は人ではないのかな、そういうふうには思っております。政府においても、知財推進計画の五つの柱の中においては、しっかりと人材育成というものを位置づけているわけでございます。かなり積極的に取り組んでいるのではないのかなと思っております。

しかし、やはり問題というのは、中小企業の人材育成じゃないのかな、そう考えております。日本の雇用の大半を占めているのはやはり中小企業でありますからこそ、戦略的に知的財産を活用していくというのは本当に大切なことだと思っております。ですから、中小企業のスタッフの方々がそれを活用していくというのは十分わかるんですけれども、それ以上に、やはり経営者側がしっかりとした知的財産についての知見を持つということが大事じゃないのかなと思っております。

特許庁さんも、独立行政法人を活用しながら、知財人材の育成に積極的に取り組むというふうに言っておりますけれども、本法案を見ていきますと、審査の迅速化に対しての専門家を育成しようとか、その辺のところに重点を置かれているように思うんですけれども、必ずしも中小企業の人材育成には、どうも重点が置かれていないんじゃないのかな、そんな受けとめ方もできるわけでございます。この辺のところについて、しっかりとした政府の取り組みと、そしてまた、ある意味、特許庁が持っている豊富な知見というものを活用して、中小企業の人材育成に強力に支援をしていくんだ、そういう姿勢を示していただければありがたいなと思っておりますけれども、最後にお聞かせ

いただきたいと思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、これまでも特許庁なりに、各地で中小企業者をお呼びしてセミナー等を開催してまいりました。ただ、今般、独立行政法人に人材の育成機能を移行しまして、内向きだけではなくて外向けにも特許庁の能力を大いに使ってきたいということで頑張っているところでございます。

また、中小企業施策と特許、知財施策を組み合わせ、中小企業の方にもいろいろな施策がございます。それをダブルでうまく使うことによりまして効率的なことができると思っていますので、中小企業庁とも連携しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○江渡委員 やはり日本の経済の支えをしっかりとしているのは中小企業でありますからこそ、今の長官の方からの御説明のとおり、しっかりとその辺のところを取り組んでいただければありがたいと思えます。

時間が来ましたので、終わります。

○根本委員長 次に、小野晋也君。

○小野委員 きょうは、限られた時間でございまして、要点を絞っての質問とさせていただきます。

実は少し前に、きょうも弁理士会から森政治連盟の会長もお見えになっておられますけれども、お邪魔したときにお話を申し上げたことがあったのは、地方の目から見ると、弁理士の皆さん方はどうもラストサムライだという気がする、こういうお話だったわけです。

ラストサムライだからといって、別に武士道精神を守っているなんていうことを申し上げようというわけじゃなくて、士業というのはいろいろと日本の国の中にありまして、例えば公認会計士、税理士もそうですし、弁理士もそうですし、土地家屋調査士、いろいろな何とか士というのが、士という字を書く業がありますけれども、それらの中で弁理士という方々が一番、地方で

じつと待ち焦がれていてもなかなかやってこない、恐らく一番最後にやってきていただけたのが弁理士だろうという意味で、ラストサムライ、こういうふうになつづけさせていただけたわけであります。

データ、いただいたものを見ても、今、弁理士の先生方が全国で五千五百五十四名おられるということでもありますけれども、そのうち、東京におられるのが三千四百四十一名、そして大阪が八百四十名でございます。とにかく、関東甲信越と近畿、両方合わせただけで九〇%を超える弁理士がそのエリアの中におられるんですね。

ちなみに、私の今おります四国の場合、どうなんでしょう。御存じのとおり、四国の人口というのは四百万余りおまして、全国の人口比でいくと約四%と言われる地域ですが、そこにおられる弁理士の割合というのは、全国比で〇・二八%しかない。本当に数えるばかりじゃないんですね。

しかしながら、一方で、政府が打ち出している長期計画等を見ますと、これからの時代は知の時代がやってくるだろう、知恵を生かしながら地域開発をやっていくかねばならない、こういうふうな話が出る一方において、この知恵を権利化する、ないしは財産化する役職でございますところの弁理士の人たちがほとんど地方には存在しない、こういう姿が非常に、全国的な政策との不整合を生み出しているところがあるような気がしてならないわけであります。

これを私もずっと訴えてくる中で、小池さんという元弁理士会の会長をされた方が、おまえの言うことはよく理解ができるから、では、ひとつ実験的にサテライトオフィスを四国につくってやろうということで、昨年の六月に、小池晃国際特許事務所四国サテライトという名前になるのでありますが、この事務所を新居浜の町につくっていただきました。

最初、小池さんも、この事務所を開くに当たっては疑心暗鬼だったらしいですね。大体、こういう仕事というのは東京や大阪や名古屋のような大

きな工業が背景にあるところでないければ恐らく成り立たないだろう、こういうふうには思っていたところ、いざ開いてみたら、大変驚かれた。というのも、まだ一年足らずの期間にかなりませんけれども、既に、地域の中で御相談を受けて特許申請を出したのが五十件に余るんですね。意匠だとか商標だとか、こういうものを入れるとまた百件弱の申請がその事務所から出されているということで、これだけの件数があればもう独立した一つの事務所と言えらるぐらい、地方には、特に工業地帯と言われる地域であるからかもしれませんけれども、特許等の知的財産権の申請のニーズというものが強いものがあるということに小池さん性にも気づいたということでもあります。

なお、その事務所ができて申請が容易になったというだけでなく、非常に精力的に、地域には工業高等専門学校もございすが、そういう場所でも学生に対して講演をいただいたり、また地域のいろいろな産業の支援センターがございすが、こういうところが主催する講演会でお話をいただいたり、また地域の銀行が取引先の人たちを集めて行くいろいろなセミナーがございすが、そういうところで話をさせていただくというように通して、この一年、たつた一年間でございすが、一気に地域の中でのこの分野の重要性が広く認識されるようになってきたという現実もございします。

そういう体験をいたしました中で、やはり私は、これから日本全体、物づくりを中心にして新しい時代対応が求められる。特に、知恵の付加価値をつけた産業を育成していかなければならないということが主張される中で、この弁理士事務所というものを地域に広く展開するということが基本政策として必要ではなからうか。

これはもちろん、国の政策のみならず、弁理士さん個々の判断ないしは弁理士会の皆さんのこれからの取り組みということが必要であらうと思うわけでありすが、この点、十分に研究をしてい

ただきまして、地方では特許ビジネスは成り立たないんだというこの先入観を打ち砕いていく必要がある。ですから、地方において特許ビジネスを行うということが十分に成り立つのであるということについてのビジネスモデルを示すというようなことを、政府の立場、特許庁の立場で取り組んでいただければと思うわけでありすが、この点、御所見をお伺いしたいと思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

現在、約五千七百名の弁理士が登録されております。御指摘のように、その多くが東京、大阪などの都市部に集中をしているわけでございます。

このような実情を踏まえまして、平成十一年に、通産大臣の諮問機関でございます工業所有権審議会におきまして、地域企業の支援の観点からも、弁理士の数の拡大が必要というような答申をちょうだいしまして、これを踏まえまして弁理士制度の改革が行われ、現在、弁理士試験の合格者数は、平成十年が百四十六名、十五年度は五百五十名というふうに加増をしておるわけでございます。

加えまして、御指摘のように、弁理士会の方でも地方展開、地域展開を随分進めていただきました。現在、弁理士が一人もいない都道府県はなく、支所が設けられるような制度改正をして対応してきていただいているところでございます。

先生の新居浜の件でございますけれども、大変知財政策としては関心の高いところでございまして、ビジネスモデルと申しますか、一つのモデルケースとして私も勉強させていただきまして、そういうモデルとして活用させていただきたいというふうに思います。

○小野委員 引き続きまして、青年に対する知財教育の観点からの御提案を申し上げたいと思ひます。

特に最近、技術系の青少年に対して、科学技術への関心の低下ということが叫ばれております。十年くらい前ですか、若者の科学技術離れという

ような問題が指摘をされて、それ以来科学技術創造立国の政策のもとに総合的にこの分野の取り組みを進めてきているわけでありすが、最近の調査によりまして、いまだ若い人たちに科学技術への関心が必ずしも高まっている、こういうふうなデータが出てくるのもまた事実であらうかと思ひます。

私は、若者が求めるものは、一つには夢であり、一つには知恵であり、一つには元気である、こういうふうな考え方を持っているものでございします。ですから、若者が夢を抱き、知恵をそこに創造し、そして元気が満ちあふれる、こういうような環境をつくる、ないし、そのもとでその青年たちがそういうものを求めて生きていく、こういう社会が生まれてくるならば、これが技術の分野で実現できますならば、科学技術分野にもっともつと若い人たちの深い関心が集まるはずであります。また、その分野で活躍される青年たちが多く出てくるに違ひない、こんな思いを持っているわけでございます。

そこで、これからの検討課題といたしまして、知的財産権をてことしての若者への関心を喚起する作業というふうなものを考えてみる必要があるのではないでしようか。

考えてみますと、私どもの子供時代には、発明ということに非常なあこがれを持っていたと思うんです。いろいろなものをつくっては、それをもとに何かできないだろうかというようなことを楽しみなが、夢見ながら、ラジオ少年と言われるような時期も私にもございました。そんな時代を振り返って見たときに、私は、知的財産権というのは非常に有力な道具になる、こんな気持ちがないわけではあります。ですから、これから学校現場において、知的財産権の教育ないしは発明教育、こういうものをしっかりと行っていくことが、彼らに新しい夢を与えていくことをぜひ御検討いただきたい。

ついでには、より具体的に申し上げますならば、科学技術を活用して、いろいろな分野でコンテンツ

トを設けることが可能だと思ふんですね。今でもロボットのコンテンツというのには有名でございすけれども、高専の生徒さんたちがやっておられますし、ソフトウェアコンテンツといったものも行われております。この科学技術分野において、そういうコンテンツを行いつつ、しかもそれが権利化されながら、新しい可能性を人生に与えることができる、こういうことを行う教育というものが非常に効果的な教育になる気がしているわけでありすが、この点の御所見もお伺いをしたいと思ふ次第であります。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、知財立国を実現させるためには、人的基盤の充実ということが非常に重要でございします。子供のころから知的財産の重要性について教育をするということが大事であることは御指摘のとおりでございまして、先生からは早くより、学生が特許をとる訓練を行うような支援をしたらどうかということもお聞きしております。

特許庁におきましては、小学校の早い段階から発明などの知的財産を尊重するような意識を醸成してもらうということで、小学校から高校までそれぞれの段階に合わせた副読本を配布するというようなことで努力しているところでございます。

また、昨年度には、文部科学省と連携しまして、高等学校の生徒、それから高等専門学校、大学の学生を対象といたしまして、学生みずからが特許出願から権利化までを体験するという通じて知財を実践的に学んでもらうということで、パテントコンテストというものを開始いたしました。

このパテントコンテストでは、学生などが学校活動や自分の研究成果から発明をいたしまして、これを審査して、審査をクリアした案件、表彰される案件につきましては、出願に必要な費用を国が負担するというにしまして、弁理士会とも共催をいたしまして、学生みずからの手で出願をしてもらう、こういう試みをやっております。

現に権利化をせらうということで、新しい試みをしているところでございます。

引き続きまして、学生のころから意識を高めるという意味では、文部科学省と連携してこのような取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 最後の質問になろうかと思いましたが、知恵というものをベースにしながらこれから社会をつくっていくというものが知能社会の考え方でありまうけれども、そうすると、この知的財産権というものをより広い範囲と連携させるという必要性がこれから生まれると考えております。つまり、私も地元で先日農林水産業と知的財産権問題のフォーラムを開催いたしましたら、当初百名の予定で会場を設営したのでありますが、いざ開くと二百二十名集まってきたんですね。だから、いろいろな分野の皆さん方が今知的財産権に深い関心を持っておられる。

さらに、今も取り組みが進められておりますが、知的財産権そのものを担保にしながらお金を貸す、そのための評価をいかに行うかというようなことも検討されてきているわけでありますが、そうすると、経済活動そのもののベースをなすのがこの知的財産権であるというようなことも言えるだろうと思います。

こういうことは、語り始めると随分いろいろな例を挙げなきゃいけない問題であります。もう時間があるからそれだけにとどめますけれども、これから、政府として、知的財産権をより広範な分野と連携させていきながら、総合的な力を発揮させるためにいかなる取り組みを進めていくかとしているのか、この点について御所見をお伺いします。

○小島政府参考人 お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘がありましたように、知的財産立国の実現のためには、広範な分野においてさまざまな取り組みをすることが必要でございます。政府の知的財産推進計画においても、特許や著作権などの分野はもとより、大学発ベン

チャーや産学連携の推進、あるいは我が国技術の国際標準化への支援、それから知的財産の情報開示の推進、信託制度による知的財産の活用、コンテンツビジネスの振興、人材育成など、知的財産にかかわる幅広い分野を取り上げて、その推進のための制度整備や政策の充実などを知的財産戦略として進めてまいりました。

さらに、この知財推進計画につきましては、本年五月末までに見直しを行いまして、先ほど御指摘のありました地域振興との関係とか、あるいは中小企業との関係、あるいは模倣品、海賊版対策など、新たなニーズをできるだけ広く取り上げまして、その取り組みを強力に推進してまいりたいと思っております。

○小野委員 質問を終わります。

○根本委員長 井上義久君。

○井上(義)委員 公明党の井上義久でございます。

まず初めに、中川大臣に、特許審査の迅速化について基本的なお考えをお伺いしたいと思っております。

現在、審査待ち案件はおおよそ五十万件、審査の順番待ち期間も、アメリカの十四カ月あるいは欧州の二十一月に比べて、二十六カ月と長期化しております。さらに、審査請求制度、請求期間が七年以内から三年以内に短縮をするということに伴って三十万件程度急増される、このように予測をされておまして、審査待ち期間もさらに延びることが懸念されているわけです。加えて、国立大学の独立行政法人化によって大学からの特許申請も今後相当にふえる、このように考えられます。

そこで、科学技術創造立国、知的財産立国を目指して世界最高レベルの迅速、的確な特許審査を実現し、最終的に審査順番待ち期間ゼロ、これを達成するためには相当な取り組みが今後必要になるだろう、このように思うわけでございますけれども、この審査順番待ち期間ゼロを目指して、今後の目標、それから具体的にどういう実施計画を立てていくのか、それを含めてまず大臣の御決意

をお伺いしておきたい、こう思います。

○中川国務大臣 午前中からいろいろと質疑が行われておりますが、日本が知的財産の一つの大きな柱としてこれから進んでいくためには、いい発明等を行い、そして権利が早急に確定をし保護され、またそれが利用されていくということが目的でございますが、先ほどアメリカあるいはヨーロッパと比較した答弁がございましたけれども、今、井上委員御指摘のような実情でございます。早く関係者の皆様方のためにも、あるいは国家としても、迅速な特許権の確立といましようか、特許事務の迅速化が必要になってくるわけでございます。

具体的には二十六カ月とか、あるいはまたほうっておくとこれが倍近くになったり、また八十万件が待機待ちになるという大変厳しい状況になります。これをあえて審査待ち期間をゼロにしようという、大変、ほっておけばもともとと長くなるものをゼロにしようという目標でやっていると聞いてございまして、中期的に五年を一つの目標に、あるいはまた、長期的には十年を最終的なその実現に向けて考えてございまして。

五年というのは、先ほどから質疑がありますように、任期つき審査官を大体百名ずつ毎年あやしていきまして、人的な体制を強化していく。それから、特許出願手続におきましては、事前に民間でできるところは民間でやっていく。あるいはまた、特許審査の段階におきまして、調査に關して、一つの機関、公的な機関だけではなくて、民間等も利用して迅速、かつコスト的な面にも配慮をしてやっていくことによつて、国としての大きな目標に向けて、一つのこの審査待ち期間ゼロという目標を立てて、五年、十年という中期、長期の目標を立てて何とか実現することによって、大きな成果を得たいというふうに考えているところでございます。

○井上義委員 五年間で五百名の任期つき審査官を採用する、これ自体、私も大変画期的なことだと思ひますし、それからまた、相当優秀な人材

も集まってきたということをお伺いするわけです。

ちなみに、アメリカなんかでは二〇〇三年から六年間で三千三百人の審査官を新たに採用するというような計画があるというふうにも聞いております。私は、現状でもアメリカに比べて審査官は極めて優秀な仕事をされておると思ひますし、三倍の処理量を抱えてやっていますし、大丈夫なかな。五年、十年の計画とおっしゃいましたけれども、ここはもう少し思い切った計画が必要なんじゃないかと思ひます。

それから、弁理士さんというのはすぐに弁理士さんになれるわけじゃなくて、相当な養成期間といます。あるいは知的財産専門の弁理士、こういう人たちも、いわゆる知財制度というものを支える。そういう人材の育成というのを総合的にやっていくかというところも追いつかないんじゃないかな、こういうふうにも思うわけでございまして、この人材育成ということに關してお考えをお伺いしたい、こう思ひます。

○坂本副大臣 特許審査の迅速化を実現するための基本は、特許官の審査能力の強化でございます。特に審査官の増員が必要不可欠であると認識しております。

欧米の特許審査と比べて数倍の処理能力を発揮しておりますけれども、これも民間能力、アウトソーシングを活用して、先端的な情報通信技術の戦略的な活用によるものでございます。

特許庁としては、御指摘のように、五年間で毎年百名、そして五百名に上る任期つき審査官の増員を図ることを目的としておるわけでございますが、通常の審査官の増員も着実に実施したいと考えておるところでございます。ことしは三十名を増員しております。

また、弁理士や知財専門の弁理士など、知財制度を支える人材の育成についてのお尋ねがございました。

この点につきましては、本法律案におきまして、特許庁職員の人材育成を担ってきた工業所有権研究所を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管いたしまして、人材育成機能の拡充を図ることといたしております。

今後、任期つき審査官や従来技術調査人材など、特許審査の迅速化に直結する人材育成に集中的に取り組んでまいります。また、弁理士や知財専門の弁護士など、知財制度を支える人材につきましても、可能な限りその人材育成に注力してまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 次に、我が国の民間研究費の総額は二〇〇一年で約十一・五兆円に上っております。ただ、我が国の特許審査を研究費との関連で見ますと、研究の約半分が特許に結びついていない。

例えば二〇〇一年では、審査請求約二十四万件のうち四九％、約十一万件が、審査をした結果、拒絶査定というふうになっておりまして、そのうち約五万件は拒絶理由通知に対して反論もないというのが現状でございます。しかも、拒絶査定された十一万件は、平均で出願の約八年前の従来技術で拒絶されている。研究開始時点で調査可能な従来技術により拒絶されたものも八割もある。

こういう現状を考えますと、要するに、数年前の古い技術で特許が拒絶されている、これをやはり改善して研究効率を上げなければ、私はこれからの日本の科学技術創造立国というのは非常に厳しいと思うわけでございまして、そのためには、やはり研究開始時点における従来技術の徹底した調査が必要。その調査のためには、知的財産にかかわる情報基盤の整備というのが喫緊の課題だ、私はこのように思うわけでございまして、この点についての見解をまずお伺いしたいと思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。先生の御指摘のとおり状況でございます。特許の審査請求のあったものの約半数が拒絶されているという状況でございます。

私も、これまで議論がありましたように、

まず、特許審査の迅速化によって特許の結果を早く研究所に戻す、フィードバックするということが必要でございまして、研究所の研究が特許にならない分野に余り深く入り込まないで次の可能性のある分野に移るよう、そういうことも考えておるわけでございます。

それからもう一つ、先生が御指摘のように、やはり従来技術の調査ということがこれから非常に重要でございまして。特に、従来、特許庁は、審査請求をする段階で従来技術のチェックをお願いいたしますというキャンペーンをずっとしてまいりました。しかし、先生が御指摘のように、やはり研究をする前に従来技術をちゃんと引いてチェックをしてもらって、それを見ながら研究に入ってもらったということが非常に大事だということに思っております。

おっしゃる通りに、今、特許文庫が四千九百万件ございまして。これを私ども、システムで民間に提供しているわけでございまして。企業に提供しているわけでございまして。この法律によりまして、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務に特許庁が庁として持つております情報提供サービス強化機能を移しますので、一層、その意味で従来技術提供の能力、対外的な力がふえてまいるといふふうに思っております。

○井上(義)委員 若干アクセスに時間がかかるかと検索が難しいというような声もあるようですから、ぜひその辺は改善の努力をお願いしたい、こう思います。

それともう一点、先ほど申し上げました、研究費を効率的に投入して特許申請するという観点でいいますと、やはり企業の知的財産戦略、特許戦略というのが私は非常に重要だ、こう思うわけでございます。

ちなみに、出願レベルで見ますと、上位十社で一九％、三十社で三二％、百社で四七％、五百社で六七％を占めているということですから、やはり日本を代表するトップ企業の知的財産戦略、特許戦略というものがかなり重点的になってこない

と、むだな特許をいっぱい出しているというのが現状じゃないか、私はこう思うんです。

これは、実は国の、いわゆる科学技術創造立国を目指す重点分野をどこに置いて、また、その中でもどういうところに特化していくかというやりやりの戦略とも非常に密接にかかわってくると思うんです。そういうことを含めて、特許戦略、これを強化していくということが私は非常に大事じゃないかと思うので、もちろん民間は民間の自主的な判断というのはあると思いますが、やはり国としてこれについてきちとした方向性を出していくということは、科学技術創造立国をつくる上で非常に重要だ、私はこう思うわけでございまして。この辺の経産省の考え方を伺いしておきたいと思っております。

○江田大臣政務官 井上先生御指摘のとおり、知的財産立国を目指す我が国にとりまして、企業が知的財産戦略を強化していくことは必須、非常に重要なことであると思っております。

企業の知的財産戦略と一言で言っても、研究開発の際の特許情報の活用とか、戦略的な特許の国内外での確保や特許等の紛争、その対応、広範にわたるわけでございまして、昨今の職務発明もその一つであろう。

こうした広範な知的財産戦略を企業が強化するためには、まずは企業のトップがその重要性を認識して、リーダーシップを発揮するということが非常に重要かと思われまます。今般の職務発明に関する高額判決というのは、これは期せずして、企業の経営トップが知的財産戦略の重要性に気づいたという契機になったのではないかと考えられます。

当省としましては、特許庁長官を筆頭に、各企業の所管部局と連携しながら、出願上位の企業を優先的に、知的財産戦略について経営層との積極的な意見交換を行っております。今、二百五十社ほどの企業の方々とこの意見交換をやっているところでございまして、

具体的な内容として、企業の特許率とか、

さらには技術分野別の取得状況、そういうことについて競合他社とのデータの比較を示しながら、自社の業界内での位置づけをわかりやすく説明するなど、企業経営者が知的財産戦略の重要性について認識していただけるように努めているところでございます。

こうした政策を通じて、企業が、先生御指摘のように、事業戦略、研究開発戦略、そして知的財産戦略を三位一体として充実していただければ、最終的に適切な出願、審査請求も実施されるのではないかと、そうように考えております。

○井上(義)委員 今回の職務発明制度の改革によつて、私は、研究者のいわゆる出願に対するインセンティブが非常に高まるだろうと。

そこにおのずとやはり戦略性がないと、むだな特許をいっぱい出願してますます特許庁の負担がふえる、だけれども知的財産立国は一向に進まない、こういうことにならないように、ぜひ戦略性ということについて、特にこれは、さつき申し上げましたけれども、国のやはり知的財産戦略とも密接にリンクしていることなので、ぜひそういう面での充実をお願いしたい、こう思います。

それから次に、職務発明制度について、これは先ほどからも議論が出ていますけれども、いわゆる現行法と今回の改正法のダブルスタンダードという問題で、先般、参考人の質疑の中でも弁護士の方竹田先生からも、立法院の立法趣旨、これはやはり司法判断に大きな影響を与える、こういう御指摘もございましたので、改めて私からも質問させていただきます。

今回の改正の趣旨は、現行制度の基本的な枠組みを維持しながら、現行規定の明確化を図るということが趣旨だろうと思えます。一方で、改正法の附則第二条一項に法の不遡及が規定してあつて、現在の判例解釈が持続されれば、現行法による報償制度と改正法による報償制度が長期間にわたつて異なった法判断基準によつて二重に機能し続ける、こういう事態になるわけです。

もちろん、解釈運用は専ら司法権の問題なんで

すけれども、立法府としては、これは私個人と言わなければいけないかもしれませんけれども、やはり制度の整合性と法的安定性を確保するという観点からは、この現行法と改正法との間のギャップを埋める解釈運用をぜひ司法当局に望みたい、こう思うわけです。このことについて政府はどういうふうに考えているか、これもまた明確にしたいいただきたい、こう思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、現行特許法三十五条三項の相当の対価請求権は、研究者が企業に発明を承継させた時点でもう既に発生しているわけでございます。したがって、現行法下で発生している権利につきましては本改正案を適宜適用するということは、困難であろうと考えます。

ただ、御指摘のように、立法府としてこの法律改正の御趣旨を広く内外に明らかにすることによりまして、今後研究者と企業が協議を尽くして対価を決定するための取り決めが策定された場合には、現行法のもとで、今申しました既に発生している権利について、その裁判におきまして、この新しい取り決めの趣旨とか取り決めに至った背景などの諸事情が考慮されることが期待されるというふうに思います。

○井上(義)委員 それと、今回の職務発明規定の改正の趣旨は、いわゆる合理的でないというふうな判断されることがないようにということで、要するに何をもちて不合理ではないと認めるかという基準、これについては幅のある規定になっているわけです。

改正の趣旨を実際の場で実現するためには、特許庁として相当なバックアップが必要だと思えますし、事例集を作成するというような支援策を考えておるといふに聞いていますけれども、いわゆる研究者の納得感とそれから企業の予測可能性を高めるということですから、この辺については相当難しい対応がこれから研究者、企業、双方に求められると思いますので、これまでの事例も含めて、特許庁としてこのバックアップをどうい

うふうにしていけるのか、確認しておきたいと思えます。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業などにおきましては特に、また大企業におかれましては、この新しい制度をつくるということは初めての試みでございます。発明者と企業が相対して、相談をしながら決めていくというのは初めての試みでございますので、なかなか迷うこともあるかと思えます。私も、その意味で、事例集をつくって、不合理であるから無理だというふうなケースなどもなるべく明確にしていきたいというふうに思っております。

そして、新しい手続は可能な限り透明性のもとで、関係者が集まっていたいてつくっていくかと思えますが、そのつくりました事例集につきましては、今先生御指摘のように、中小企業にも十分に見ていただけるように、各地で説明会を開催してみたり、各経済産業局に相談窓口を設けるなどして、制度の普及啓発に努めてまいりたい、かように思います。

○井上(義)委員 次に、デザイン、意匠、この分野における審査の迅速化ということについてお伺いしたい、こう思います。

我が国が国際競争力を持つ知的財産としては、デザイン、意匠、これは相当優位にあるだろうというふうな私も思っております。知的財産立国を構築するテーマとして、意匠、デザインに対する施策の拡充が必要だというふうに思っています。

特に意匠審査、平成十年には十八カ月かかったそうですけれども、当局の努力で現在八ヶ月。ただ、デザインというのは、特に今は寿命が非常に短い。例えば、携帯ですと、半年ごとにモデルチェンジしているというふうな状況を考えますと、さらに迅速化が求められるんじゃないか。

先般、特許庁にお伺いしましたけれども、担当審査官五十一名で頑張っているということなんですけれども、増員ということも必要だと思えますし、審査のあり方も含めた抜本的な対策が必要なんじゃないかな、このように思うわけでござい

まして、この点についての考え方を伺いたいと思えます。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、意匠につきましては、審査順番待ち期間が二十カ月を超えるような状況もあつたわけでございまして、審査の迅速化に努めまして、現在で約八カ月でございます。

しかしながら、御指摘のように、ライフサイクルが短い製品が容易に模倣されてしまうというふうなことがあつてもいけませんので、さらに審査の迅速化が求められている産業分野が存在しているということも事実だと思えます。

このために、産業界の意見に耳を傾けながら、産業界も今随分これを戦略的に使いたいという機運が高まっておりますので、各分野のニーズに的確に応じられるように一層の審査体制の整備を図っていききたい、このように考えております。

○井上(義)委員 次に、先ほどの職務発明に関連して、これは参考人質疑でもお伺いしたんですけれども、いわゆる大学における職務発明、これは現行法上、大学における職務発明がどのように扱われているのかということ、それが今回の改正によって影響を受けるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○迎政府参考人 大学における職務発明につきましては、まず、法人化以前におきましては、文部科学省が定めた規程に従って研究者が対価を受け取るということになっておりました。

それが、国立大学の独立行政法人化が進むに従いまして、各大学それぞれ、独自の考え方に基づきまして、それぞれの職務発明規程というのを定めるということ、既に多くの大学でこういった整備がなされておるわけでございます。一例では、例えば大学が得た収入の経費を控除して、残りの四〇%を発明した先生にお支払いをするというふうなことを決めている大学もございます。

ちなみに、今回、特許法三十五条が改正されますと、これは企業のみならず、国、地方公共団体あるいはその他の法人にもひとしく適用になりま

す。したがって、大学におきましても、企業と同様に、言うなれば大学の当局が一方的に決めるのではなくて、研究者、要するに発明を生む可能性のある先生方とか、こういった人と十分協議をして、そうしたものを踏まえて職務発明を取り決めていくことが求められていくというふうなことになろうかと思えます。

大学関係の方々にもよくこの改正法の趣旨等を知っていただくということが必要だと思えますので、その辺は文部科学省とも連携をしてしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○井上(義)委員 きょうは文部科学省にも来ていただいておりますけれども、文部科学省にお伺いしたいと思えます。

平成十年にTLO法が施行されて、いわゆる大学の技術的シーズを移転するという枠組みができたわけでございます。そのこともあつて、大学の特許出願数が大きく伸びてきているという現状は、私も認識をしています。

そこで、今もちょっとお話がございましたけれども、いわゆる独法化によつてますます大学の知的財産戦略の重要性が高まってくると思えますし、それぞれ大学で知財本部を設置しているというふうな聞いています。それが現状どうなっているのかということ、それとも一つは、知財本部とTLOとの関係を文部科学省としてはどのように整理をしていらっしゃるのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

まず初めに、先生御指摘の、国立大学の法人化を契機に、研究成果の普及活用の促進を大学の業務として明確に位置づけたということがございまして、これからは、基本的には特許などの知的財産を機関に帰属させるということにございまして、御指摘のように、今後は大学発の特許というものがふえてくるというふうに考えております。

また、私ども、これまで大学については知的財産についての認識が必ずしも十分でなかったとい

う反省に立ちまして、国立大学の法人化にあわせまして、昨年度から大学知的財産本部整備事業というものを実施しております、現在四十三の大学におきまして知的財産本部の整備を進めております。

他方、TLOでございますが、これは大学で生まれた研究成果を特許化し、企業へライセンスをする、こういう業務を行っております、経済産業省とともに、現在三十七のTLOの事業計画を承認しているところでございます。

大学の知的財産本部とTLOの関係につきましては、いろいろな形態、関係が考えられますけれども、それぞれの機能の特色を生かしながら連携をして、研究成果を社会に展開していく、これが一番重要であるというふうに考えております。

例えば、東京大学におきましては、大学の知的財産本部が知的財産を管理し、TLOはその特許の活用を担当するというふうに役割分担をいたしまして、特許等の迅速かつ柔軟な取り扱いを目指した対応を行っているところでございます。

○井上(義)委員 今、東京大学の例をお示しいただきましたけれども、従来は、特許の取得も含めてTLOが担っていたということもあるわけで、これからそういう意味での整理というのが私は非常に大事だと思います。

それとあわせて、このTLO、相当特許取得が進んでいますけれども、やはりまだほとんどが不採算という状況で、TLOに対する支援、これは、人材、予算等含めてとか地域経済との連携強化、そういう支援が私は必要だというふうに思いますけれども、このことについてお伺いしておきたいと思ひます。

○丸山政府参考人 TLOにつきましては、経済産業省と連携をしながら支援をしておるところでございますが、文部科学省といたしましては、具体的には、TLOが外国に特許出願する際の経費の支援、それから、TLOが大学のために行う知的財産の管理、活用に関する事業に必要な経費を、大学知的財産本部整備事業を通じて支援をす

る、それから、TLOが大学の施設の利用を行う、あるいはTLOと大学との人事交流の促進、こういった施策に取り組んでおるところでございます。

また、国立大学の法人化に伴いまして、このTLOと大学の連携強化を図るために、国立大学法人から承認TLOに対して出資を行うということも可能としたところでございます。

それから、先生御指摘の地域経済活性化のために、私も文部科学省におきましては、知的クラスタ創成事業というものも進めておりますが、この中の幾つかの実施地域におきましては、このTLOというものが大きな役割を果たしているところがございます。

文部科学省としましては、経済産業省と連携しながらTLOの活動を支援し、大学の研究成果が社会に一層活用されるように取り組んでまいりたい、こういうふうにご考えております。

○井上(義)委員 質問、これで終わります。ありがとうございました。

○根本委員長 次に、坂本哲志君。

○坂本(哲)委員 グループ改革の坂本哲志でございます。

質問に入ります前に、お礼を申し上げたいと思ひます。

私たちは、無所属で初めて当選してきましたが四人で院内会派をつくっているものでありますけれども、こういった小さな会派にも質問の機会を三十分間与えていただきました。筆頭理事を初め理事の方、そして認めていただきました委員長にまず御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入りたいと思ひます。迅速化あるいは職務発明の条文その他につきましては、先ほどから大所高所からさまざまな御質問がありましたので、私は、中小企業と特許、商標あるいは意匠、地方の大学と特許、そういったものに絞ってお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

今回の法改正、非常に時宜を得たものであると

いうふうにも思ひますし、大企業にとりましては、非常にやはり、これから訴訟社会に持ち込まれないためのいろいろなネットがかけられているというふうにも思ひます。そして、大企業そのものは、ノウハウも持っているし、実績もありますし、海外特許に対するいろいろな経験もございまして、しかし、中小企業につきましては、なかなか経験にも恵まれない、そのノウハウもわからない、そして、それを担当する分野も、それから人的資源も持たないというのが実情でございます。そういう中で、せっかく法が施行されました、同じような形で運用されるならば、企業間の格差はますます大きくなってしまふというふうにも思ひます。

一方、特許出願に対して莫大な費用もかかります。大企業の方はそれほど負担ではないでしょうけれども、中小企業にとつては大きな負担にもなつてまいります。

その中で、まず迅速化についてでございますけれども、中小企業の場合には、やはり、年に一件、あるいは数年に一件の特許出願というのが実情だろうというふうに思ひます。せっかく出した特許の出願が、二十六カ月、それ以上も待たされる、そして忘れたところに特許の決裁がおりてくるということでは、中小企業に対するその負担、疲労度合い、それは大変なものになるというふうな思ひます。

今回の迅速化で、任期付きの審査官九十八人を増員する、そして五年間で五百人程度にする、そして審査をスピードアップさせる。それはそれで非常に評価をしたいというふうに思ひますし、実用新案権をもう少し活用して、それに出願をしてくださいます、そつちの方をもっと利用してくだされ、特許の前段階を踏んでくだされというの、私はいいアイデアであるというふうにも思ひます。また、民間の調査機関に事前の調査をすれば、出願に当たっては、それに対しての減免措置があるというふうに対しても、配慮をされたものであるというふうにも思ひます。

しかし、それでも、中小企業にとりましては非

常に負担が多い部分があるというふうにも思ひます。中小企業の審査につきましては、早期審査制度など特別な配慮がなされているというふうにも聞きますけれども、もつともつと、今回の法改正を機に、中小企業に対する特許の出願から裁決までの時間を早める、特に中小企業については別枠をつくる、そういう手法があつていいのではなからうかなというふうにも思ひます。

例えば、中小企業に關しての出願であれば別枠で審査をする、あるいは、任期付き審査官あるいは通常の審査官について、ある一定の割合を中小企業専門の審査に振り向ける、そういうような配慮をすることが、中小企業に対する特許を初めとして、全体の知的財産権の喚起にもつながるのではなからうかなというふうに思ひます。

中小企業に対する迅速化、このことについて、私の同じ選挙区でもございます、同郷でもございまして江田政務官は、ちなみに、熊本の優良企業でございます、中小企業ではございませぬけれども、中堅企業でございますが、化学及血清療法研究所というところの研究員をされておられまして、みずから特許を九件持つておられるというドクターでございますので、みずからの経験も踏まえて御答弁いただけたらというふうに思ひます。

○江田大臣政務官 先生御指摘のとおり、中小ベンチャー企業というのは、我が国の産業を支えている、本当に地域経済のまた担い手であるという意味で、非常に大事なお存在でございます。この中小ベンチャー企業が、自分たちの革新的な技術の特許として保護して、そして活用していくということは、地域経済も、我が国の国際競争力も、図る上では非常に重要である、そのように思つておるところでございます。

この中小企業またベンチャー企業の皆様の特許を核として新規事業を展開されるというためには、とにかく早期に、先生御指摘のように、早く特許を取得して、そして資金を調達して事業化するということが必要不可欠であると思ひます。ところが、今御指摘のように、審査順序待ちが二

十六カ月にも至っているということは、中小、ベンチャーにとっては死活問題。

私も、中小ではございませんけれども、熊本の一研究機関におきまして長年バイオ医薬品の開発をずっと続けておりました。そこで、発明者としても、また企業の経営の一員としても経験を積んだわけでございますが、企業における知財戦略の重要性というのは、そのときもそうなんです、ますます重要になってくる。また、特許の早期取得というのが非常に重要であるということは、身にしみて感じている一人でございます。

このために、何としても特許の審査を迅速化するために、きょう御審議いただいている今般の改正法で、年間百人、任期つき審査官を雇わせていただいで、審査体制の抜本的な強化を行いながらやるわけでございますが、しかし、何といつても八十万件ございます。それには恐らく十三年間、ゼロになるためにはそのくらいの期間が必要になってくるわけでございまして、その間、中小企業の、またベンチャーの方々がその成果を実現できないということになれば、非常に厳しいわけでございます。

そこで、中小・ベンチャー企業にはぜひ早期審査制度を、先生も御指摘ございましたが、現在は早期審査制度がございまして、これを利用していただいで、別枠で優先的に審査していただければ、三カ月程度でこの審査が終了することになります。

また、案件によりましては、審査官と直接に面談していくということで、巡回審査というのが行われております。先生と同郷でございますので九州・熊本のことはわかりませんが、熊本にも、十五年度に三件審査がなされたところでございます。

さらには、これも非常に重要なことで、資金面から支援するというところで、料金の減免制度を設けて、この対象も拡大していくというふうにさせていただいておるところでございます。さらには、従来技術調査は無料で行うとか、知財戦略づくりを大きく支援するとか、そういう事業についても

スタートさせていく予定でございます。

今回、先生が御指摘されたように、これらの支援制度のPRが十分でないというのは私も感じます。このために、本年の二月から、全国の中小、ベンチャー四万社に対してパンフレットを、こういう諸制度の、中小・ベンチャー支援制度があるということを説明したパンフレットを直接お送りしているところでございます。

先生御指摘のとおり、中小・ベンチャー企業は、地域経済産業の中核でございます。そういう意味で、今後とも、経済産業省としまして、知財戦略のレベルで中小企業を全力で支援していくつもりでございます。

○坂本(哲)委員　ぜひお願いしたいと思いますが、中小企業に対する審査が三カ月、あるいは巡回審査も行うんだ、あるいは特別にいろいろな面談もやるんだというようなことは、もうほとんど中小企業、まだ御存じでないというふうに思います。その啓蒙活動、啓蒙活動をすることがやはり知的財産権を喚起することにもなるというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、中小企業に対するルールあるいは規程の作成、あるいは、先ほど言いましたような出願に対する助成というものについてお伺いをいたしたいと思っております。今回の青色発光ダイオードの訴訟、裁判、判決にいたしましたも、これが大企業であるならば、あるいは東京の方の企業であるならば、これはどのところまでいかなかった。中小企業であるからこそ、いろいろな問題がそこに凝縮されてしまった。原告と被告の感情的な対立も、あるいはそのルールの未整備さ、最終的には、結果として中村さんという優秀な研究員を日本からアメリカにやってしまった。中小企業ゆえに、そして、あるいは地方の問題であるがゆえに起きた課題ではなからうかなというふうにも思います。

そういうことを考えますと、今回の法改正でしっかりと研究者と向き合って、社内ルールが充実

実できる、そういう企業にとりましては大いにこの法律を活用できるというふうになりますけれども、なかなかそういう余地がない、そういう暇もない、あるいはそういうノウハウもない、先ほどからいろいろ御質問も出ているようですけれども、そういう企業が、あるいはそういう中小企業が大半でございます。しかし、案外、こういう社内ルールなんかにはむとんちやくな企業ほど、そこから大きな発明をする、大きな技術革新をするというところがありがちでございます。そういうことを考えた場合に、もつときめ細かな形でのそういった社内規程、あるいは、いろいろな職務発明に関する社内でのルールの作成に対する、先ほど事例ということも言われましたけれども、もつときめ細かなマニュアルの提示、そういったものが必要ではないだろうかというふうに思います。

それから、先ほどもちよつと出しましたけれども、出願費用でございます。この出願費用につきましては、私が聞きましたところ、高度な発明であればあるほど、日本一国だけでは済まない。アメリカに、そしてアジアに、そしてヨーロッパにというようなことで、八カ国から九カ国あるいは十カ国ほど特許の出願をする必要がある。一件の出願に対して大体五十万円ほどかかるということでございます。そして、外国へ特許を出願する場合にはそれに翻訳費用がつくということ、一件当たり大体百万円が外国に特許を出願する場合に必要な経費であるということをお伺いいたしました。

もしそれを十カ国に出願をしますならば、一千万円を超すということになります。地方の小さな中小企業にとりましては、これほどの莫大な費用というのは大変な負担であります。また、本当に大きなリスクでございます。せつかくいいものを発明しても、いい技術的な開発をしても、そのリスクのところとまわってしまったのではどうしようもない。せつかくの発明がどうしようもないというふうなのが、これまでもたびたびあったのではなからうかなというふうに思います。

そういうことを考えますと、いろいろな形で出願費用に対する助成措置あるいは融資措置、こういういったものを経済産業省として、あるいは地方自治体とも連携をしながら、その道を探るべきではないだろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○迎政府参考人　まず第一に、職務発明に関する明文の規程ですとか、こういったものを設けているかどうかというのを、今回特許法三十五条改正を検討する過程においてある機関がアンケート調査をやった結果を見ますと、大企業は、三百六十三社のうち、全然規程がないと答えたものは一社しかなかった。しかしながら、中小企業では、百八十七社にお聞きしたら、三分の一に当たる六十三社がそういったものは設けていないというふうな御回答があったわけでございます。

今回、法律が改正されますと、こういった事前のルールを整備しておくかどうか、あるいはその整備に当たって必要な手順を尽くしているかということが大変大きな重みを持つてくるわけでございます。したがって、私ども、ことしの夏をめどに事例集を作成いたしました。企業がこういったいろいろな手順を尽くされるということに役に立つような事例というののもつくりたいと思っておるわけでございます。

中小企業への配慮という点では、いろいろな形で、全国でこういったものを説明し、普及啓発をするというのみならず、各種の相談窓口ですとかそういったところでも個別に御相談に応じられるように、いろいろな支援がとれるようにやっていきたいというふうに考えております。

それから、国際出願について大変経費がかかるという点は、ただいま先生御指摘のとおりでございます。特に海外の場合ですと、現地の各国の代理人に支払う手数料ですとか、あるいは翻訳に要する費用というのが大変多額なものになるというふうなことでございます。

この点につきましては、むしろ地方自治体なんか最近、各地域のニーズに応じまして、補助制

度を設けるというふうな動きなんかもあるやに聞いております。それからまた、中小企業関係の法律に基づく研究開発成果の事業化費用についての貸付制度なんかで、こういったものの特別貸付制度の利用などの対象にはこれはなっておるわけでございます。

特許庁の方では、国内の出願につきましては減免制度の拡充を行っておるわけですが、その他、中小企業施策等と連携しながら、中小企業に対する支援策の充実というのは今後とも考えていきたいというふうに思っております。

○坂本(哲)委員 今、自治体間で出願に対する助成その他をすることが出てきているというふうな言われました。確かに、日本全国、自治体で、知的財産戦略本部の設立の効果だろうというふうにも思います。知的財産立県を掲げて政策を次々に打ち出しているというふうな自治体が、本当に数多く出てくるようになりました。

最も力を入れておりますのは東京であります。石原知事が陣頭指揮をとりまして、「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」というものを平成十五年に作成をいたしました。そして、先ほど質問いたしました、外国出願への助成というのを行ったり、あるいは知的財産総合センターを開設する、また、今回で三回目となります東京国際アニメフェアなども行っているというふうなことで、非常にその機運を盛り上げているところであります。

その他の自治体におきましても、ちよつと調べましたところ、大阪府それから愛知県、北海道、群馬、石川県が知的財産戦略プラン、あるいは知的財産創造プランというのを策定いたしました。出願への助成、あるいは、発明の日を制定したりしております。石川県では、アメリカの法律事務所と契約をいたしまして、県内の中小企業の相談を無料化しております。アメリカの法律事務所であります。

変わったところでは、福岡県が、農産物の知的

財産戦略を作成いたしました。新たな品種改良、そういったものを守るために、農産物の知的財産保護のために十九の県と被害者情報ネットワークをつくっているというふうな例もあります。市町村におきましても、山口県の宇部市が、産学連携によって生まれた発明に対して国内出願の費用を助成するとか、あるいは、CGアニメその他、コンテンツ振興のために助成を実施しているというのが非常にふえてきております。

こういった自治体の取り組みというのが活性化すればするほど、それは国全体の活性化につながるわけでありまして、知財戦略本部としても大変心強いではなからうかなというふうにも思います。そのために、もつとも、こういった地方の知財戦略、地方自治体の知的財産戦略の策定に対して経産省としていろいろと指導をしていく、あるいは、予算的な措置でもいろいろな優遇措置を設ける、そういったものやっていたら、ならば、さらに、今後、こういった知財戦略を設ける自治体、都道府県はふえてくるだろうというふうには私は思います。

今回の法改正を機に、各自治体へ、これは市町村から都道府県まで含めて、いろいろな助成の仕方、あるいはアドバイザーの仕方、あるいは応援の仕方があると思いますけれども、今考えられる分、お答えいただいたらというふうに思います。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

特許庁といたしましても、これまで、各通産局に特許室を設置しております。都道府県との連携をとりながら、特許制度に関する相談でございますとか制度の普及等を進めてきたわけでございます。また、知財の活用のためのセミナーなども局を中心に行つてまいりました。

また、先生御指摘のように、都道府県がつくつておられます知的所有権センターのようなところに私どもの方から専門家を派遣して、協力体制を組むということも進めてきております。

今後、地域における知財展開、知財施策展開というところでございますので、今後、これらの今ま

での施策に加えまして、地域のニーズも踏まえながら、中小企業政策、それから、地域政策との連携もとりながら検討をしていきたいというふうな思っております。

○坂本(哲)委員 自治体へのいろいろな施策あるいはいろいろ支援措置というのは、そのまま中小企業の活性化にもつながりますので、ぜひお願いしたいところでございます。

先ほど井上委員もおっしゃいましたけれども、地方の大学について、地方の大学とそれから中小企業、そして、自治体あるいはさまざまな公的研究機関との連携、そういったものについてお伺いをしたいというふうに思います。

本を読みまして、日本は基礎特許輸入型でこれまでやってきた。基礎的な特許をアメリカ等から輸入して、それを応用特許に開発して、そしてそれを実用化し、実業化し、そしてそれを企業戦略にしてきた。そのことにアメリカ等が気づき、基礎特許をもう海外へ放出しなくなった、あるいは、パテント料を非常に上げてきた。改めて、これから基礎特許が必要ときであるというふうなことを書いてございました。

基礎特許、基礎研究ということであれば、これは、基礎的な研究を積み上げてきた大学の存在、特に、地域におきましては地方の大学の存在というのが非常に大きくなっているところでございます。そういうことで、先ほど言われましたように、各大学でも、知的財産本部、四十三大学が文部科学省の支援も得て立ち上げているということ、先ほど御報告がございました。

一方で、ちよつと国立大学、独立行政法人になりますので、これからは自分で食っていかなければならないという時代になる。自分たちで特許を出願し、そして特許を取得し、そしてそれを技術移転する、あるいは事業化するというふうにして、大学独自で賄っていかなければならない部分が数多く出てきました。それにはやはり地域との、中小企業との連携、これが最も大切になってまいります。

そして、技術移転の問題も出てまいりました。TLOの問題も出てまいりましたけれども、TLOに関しては、非常にくりが広がって、複数の大学にまたがっている、あるいはいろいろなプロックにまたがっているということもありまして、各中小企業や大学に対してきめ細かな技術移転の指導がなかなかできないというのの実情のようでございます。

そういうことで、もつとも地域と中小企業と地方の国立大学、その大学を結びつける自治体あるいは公的機関、そういったものを構築しなければいけない。

そして、これまでの産学官の連携以上に、もう少し戦略をはっきりして、目標、目的をはっきりして、そして、その中で何をやるか、どういうことをしなければいけないんだというような鮮明な目的のもとに、中小企業、そして自治体、そして国立大学が連携すれば、より地域再生にこれは資するんじゃないかなというふうにも思います。そういう事態に燃え上がってきているというふうに思います。

それともう一つは、大学というのは、先ほど言われましたけれども、お金がありません、資金調達がなかなかできない。資金調達について、大学そのものを担保にするわけにもいきませんので、先ほど言われましたように、知的財産権やあるいは研究テーマや、そういうものを担保にしていろいろと資金調達ができる方法はないものか。これもぜひお考えいただきたいというふうにも思います。

それから、技術移転を事業化いたしましたとしても、結局、マーケットが大きくなければ大学への財という形では入ってまいりません。マーケットの方法につきましても、大学というのはなかなか不得手な部分がございますので、このことについて、これはオールジャパンになるためのいろいろな指導をしていただけないか。いろいろな知恵を大学に、そして自治体にやれないかというふうに思います。

そういうことが、しっかりと有機的な形で、中小企業、そして各地方の大学、そして公的な自治体、研究機関、そういったものがしっかりと目標を持って一つの形になれば、これは非常に地域再生として大きな効果を果たして、日本の活性化にもつながるというふうに考えます。また、そうすることが、大学の先生あるいは大学の学生たちの意識改革にもつながる。また、中小企業の技術開発に関する喚起にもつながる。そして、将来は、大学と地方の中小企業の雇用の増大、雇用の緊密化、こういったものもつながっていくというふうに思います。

非常に大きなテーマではございますけれども、日本の活性化を下支えする大事な部分であるというふうに考えますので、中川大臣に、学生、大学、中小企業へのメッセージも含めて、御答弁をいただけたらというふうに思います。

○中川国務大臣 きょう一日、これまでいろいろと特許法改正を通じて、非常に幅広い質疑が行われて、私自身も大変勉強になったわけでございます。

坂本委員からは、主に、地方の中小企業という観点から、知的財産立国を支えていく役割というものを中心としたお話がございました。非常に大事なことだろうと思います。中小企業対策とか地方再生とかいうものは、いわゆる経済政策としても非常に大事でございますけれども、これからの日本のかぎを握る知的財産戦略の中でも、地方の知的財産を活性化してやっていくということは、極めて大事なことだろうと思います。

そういう中で、産学官の連携でありますとか、特にこれは中小企業ならではの非常に厳しい部分もありますし、また、ある意味では非常に中小企業ならではのといったところもあるのではないかなというふうに思っております。

また、大学という非常に知的な財産の豊富なところ、いわゆる研究機関、教育機関との連携。私は、さらに、大学だけではなくて、地域の、例えば高等専門学校でありますとか工業高校であると

か農業高校であるとか、そういう専門的なところも広いネットワークの中に入れてやっていく必要があるのではないかな。

何をやっていったらいいの。世界じゅうでこんなことをやっているから、日本じゅうで、熊本であろうが北海道であろうが同じことをやろうというの、先ほどの井上委員の御質問にもありましたが、ひとつ特化をして集中的にやっていくということも、これは国が交通整理をするわけにはいきませんけれども、ある程度必要になってくるんではないかと思います。

そういう中で、きょうは特許法という御審議をお願いしておりますけれども、広い意味で、実用新案、あるいはまた商標権、工業意匠権、あるいは著作権その他植物の新品種等々、あらゆる分野を含めて、知的財産戦略の一つの柱としての知的財産の前進と保護、そして、広く利用していくという観点での御質疑があったわけでございます。

私の地元は北海道でございますから、今、熊本の話を伺いながら、自分のことを、何があるかなと思つたら、やはり自然と寒さというものがほかの地域にないものだから、これを利用して何かできないかなんて改めて今考えながら、坂本さんの話を伺っております。

また、熊本は非常に自然も豊かですし、また優秀な人材もいらつしやるわけでございますから、それを単に知的財産として権利を保護するだけではなくて、それが産業化し、そして、経済の循環の中に乗って、いわゆる商品化されて発展をしていくということまでを見据えた形で、地域のいろいろな産学官の連携、あるいはまた人的な交流、そして資金面での開発支援、あるいはまた販売支援、ネットワーク支援等々も含めて、経済産業省あるいはまた政府一体となって、自治体とも連携を深めながら、地方発の特許というものの有効活用。

地方に眠っている未利用特許権が三十万件ですか、あるという話もあるようでございまして、眠っている財産、あるいは熊本で長い間培われてきた

技術、伝統といったものも一つの飛躍材料にしながら、大いに、いい意味で、地方が結集をしながら競争していくことによって、日本の知的財産立国としての真の意味の前進があると思っております。大いに坂本議員の御意見もまた賜りながら、我々も目的達成のために頑張っていきたいと思っております。

○坂本(哲)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○根本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

平成十六年五月十四日印刷

平成十六年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F